

9月14日（火）

令和3年9月14日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
3番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
4番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	脇谷のりこ (同)
9番	佐藤雅洋 (同)
10番	安田厚生 (同)
11番	内田理佐 (同)
12番	日高利夫 (同)
13番	中野一則 (同)
14番	凶師博規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一 (郷中の会)
16番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉 (県民連合宮崎)
19番	井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	山下博三 (同)
23番	右松隆央 (同)
24番	西村賢 (同)
25番	二見康之 (同)
26番	日高陽一 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士 (同)
34番	徳重忠夫 (同)
35番	日高博之 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	丸山裕次郎 (同)
39番	濱砂守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は足元の悪い中、傍聴に来ていただいた方々には、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、先般通告しておりました質問事項に入る前に、2つの出来事についてお知らせをさせていただきます。

私ごとになりますが、質問事項とも関連いたしますので、御了承ください。

まず1つ目は、私は現在「木城夢みる劇団」に所属しており、木城町、高鍋町、そして美郷町に伝わる古代朝鮮の国・百済王族の亡命伝説を劇にし、劇団員31名、演舞ダンスチーム25名、手話・ナレーションチームが15名、総勢71名で活動しており、国民文化祭の関連イベントとして、8月29日に昼夜2回公演する準備を着々と進めていました。

さらに、今月には場所を美郷町に移し、木城夢みる劇団員と美郷町民合作により、百済伝説を西の正倉院前広場で公演する予定でありました。8月中旬からは通し稽古や衣装合わせが進み、いよいよというところでの県の緊急事態宣言発令、そして、まん延防止等重点措置となり、公演の全てを中止するという苦渋の決断に至りました。

1年前も稽古が続く中で、コロナ拡大の影響により国文祭・芸文祭が延期となり、稽古も中

断、それでも1年後には国文祭で演じることができると、劇団員一同、モチベーションを維持し、今年に入り稽古を再開、そして、あともう少しというところでの公演中止でありました。

ここに、劇団の代表から劇団員へ届いた手紙があります。抜粋して紹介いたします。

「皆さん、お元気でしょうか。さて、劇団の活動が再開したとき、皆様から会費を頂いており、劇団名義の口座にそのまま預金してありました。公演が中止になり、これから先、一堂に会して活動することもままならない状況を考えてとき、この会費を社会福祉協議会に全額寄附させていただきたいと思います。僅かながらでも町民のお役に立てれば、町民劇団としての存在意義が出てくるのではないかと思った次第です。なお、本番当日に配付するはずだったパンフレットができておりますので、記念にお手元にお届けします。事務局が丹精込めて作ってくれたものです。思い出のよすがにさせていただければ幸いです。」と、優しくも寂しい手紙の内容でありました。

私たちが演劇の中止を決断した2～3日後に新聞で、三股町立文化会館で100名余りの観客を収容し、演劇が開催されたという記事を目にしました。

うちもできたんじゃないだろうか、県は、市町村や主催団体に一体どのような指導をしているのだろうかという疑問を抱いた次第です。

次に、もう一つの出来事を紹介いたします。

私には小学3年生の娘がいます。地域にあるテニススクールに通っていますが、私の遺伝子が遺伝子なだけに目立った活躍はないものの、けなげに練習に通う姿を見ていると、勉強はほどほどでもいいけれど、スポーツは続けてほしいと、親心に思っている次第です。

その娘の晴れ舞台となる初試合が8月29日に開催される予定でした。が、テニスの試合はもちろんのこと、その後の練習さえもできず、長期間の自粛となりました。

このように、クラブ活動や部活動、そして試合や大会が県の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置により中止となり、そのため自粛を余儀なくされた小・中・高校生、専門学校生、大学生、またその親御さんたち、一緒に落胆した親御さんたちは、県内にも何万人といらっしゃいます。

それでは、質問に移ります。

まず8月11日に県単独の緊急事態宣言を発令され、引き続きまん延防止等重点措置に踏み切られた知事の判断が、本県のコロナ対策にどのような効果を発揮したか。具体的な数値を示した上で、知事の御答弁を求めるものであります。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

県独自の緊急事態宣言の発令及び国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、外出の自粛や営業時間短縮などの行動要請を行ったところではありますが、県民や事業者の皆様にご理解と御協力をいただき、感染防止対策の重要なポイントとなります人流抑制に大きな効果があったものと認識しております。

具体的には、飲食店等の営業時間の短縮につきまして、県・市町村の見回りによりますと、県全体の対象店舗の約99%が要請に応じていただいていると見られ、宮崎市内においては、国のまん延防止等重点措置の適用前には、時短要請に応じていただけていない店舗が約60店舗

あったものが、現時点では約20店舗を下回っている状況にあります。

また、宮崎市内の繁華街の夜間の人流につきましても、国の提供データによりますと、12日時点で、7月1日と比べて約9割減少しております。

なお、感染収束の切り札となり得るワクチンについても、12日時点で、県民の12歳以上の接種対象者の56%が接種を完了しているところであります。

今後とも、ワクチン接種を円滑に進めながら、必要な感染防止対策に取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○函師博規議員 今、答弁にもありましたとおり、順調にワクチン接種も進み、コロナ感染者数も、今月に入り減少傾向となっております。

これは、知事からの県民への県境を越えた往來の自粛要請や、飲食店への時短要請が真摯に受け止めてもらえたことが、この結果につながっていると推察されます。

がゆえに、知事からの行動自粛や時短要請を聞き入れてくれている県民からは、このコロナ禍で開催されている国文祭・芸文祭に関して疑問視する声も多数聞こえてきます。

そこで次に、8月11日に緊急事態宣言発令後、9月12日——この間の日曜日——まで、国文祭・芸文祭のイベントが幾つ開催され、幾つのイベントが中止、延期となったのか。また、開催されたイベントのうち、県外からの参加者を招いたイベントが幾つあったのか。さらに、それらのイベントの開催や中止に関して、県はどのような指導力を発揮したのか、関係市町村や主催団体とはどのような連携を図ったのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 8月11日から

9月12日の期間中における大会プログラムにつきましては、県及び市町村主催事業合わせて、中止・延期が13事業、開催したものが33事業ありまして、そのうち観客を除く県外からの参加者があったものは11事業でありました。

市町村主催事業につきましては、政府の基本的対処方針や、施設・業種別ガイドライン等の遵守・徹底を実施基準として示しまして、個々の事業運営につきましても、市町村及び必要に応じて主催団体に対し、催事内容に応じた感染症対策を実施するよう助言を行ったり、事業によっては、共に現地での確認を行うなど、個別具体的に対応したところであります。

さらに、県外からの参加者がある場合には、県境往来者PCR検査支援事業の活用など、コロナ禍でのイベント開催について、きめ細かく助言を行ってきたところであります。

○図師博規議員 県緊急事態宣言発令後、33の事業、イベントが開催されたものの、3分の1以上が中止・延期。また、開催されたものうち3分の1が、県外からも参加者を募られて、参加者が集ってのイベントが開催されたという内容の答弁でした。

私はコロナ禍での国文祭・芸文祭の開催は、県民へ積極的な参加を促すこともできず、イベントをする側も、感染拡大リスクを感じ消極的となり、県内全体の盛り上がりにも欠け、県を挙げて全国へ宮崎をアピールすることに関して、全くもって不十分な状態だと思っています。

私は一旦、国文祭・芸文祭を休止にして、県民にもっと喜ばれる形で、コロナ収束後に、他県の国文祭・芸文祭と重なったとしても、そこまで延期して再開すべきと考えます。

知事は、このコロナ禍で国文祭・芸文祭を続

けられている意義をどのように捉えられているのか、所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭に対する様々な懸念の声、批判の声というのは、私も承知しているところであります。

思うに、ちょうど同じタイミングで行われておりましたオリンピックやパラリンピックと一緒にたの議論になってしまっているのではないかと。感染が大変厳しい国も含めて、数万人の人間が2週間なり3週間、一定の会場に集中して開催されるこのイベントと――国文祭・芸文祭は、107日間にわたって開催時期も場所も、開催形態もばらばらであり、いわばイベントの集合体であります。

そうしたイベントの開催につきましては、これまでの様々な科学的知見を踏まえた政府の基本的対処方針において、一定の要件の下、開催が認められているわけであります。国文祭・芸文祭では、これよりも厳しい基準の中で、感染症対策に最大限の注意を払い、一部は無観客、またはオンライン配信するなどして、大会プログラムを実施しているところであります。

私も時間の許す限り、大会プログラムに参加しております。現場の様子を見ておりますが、文化芸術は、私たちの心を癒やし、こういう状況だからこそ、しみてくるものがあるということを感じますし、人と人とが分断され、先の見えない苦しい状況が続いている中で、私たちを支えてくれる必要不可欠なものだと、改めて深く感じているところであります。

私は、SNS等で音楽祭に関していただいたメッセージというのは非常に印象的だったんですが、今年初めて、スヴェトラナ・ザハーロワさんというロシアのボリショイ・バレエ団のプリンシパル、トップバレリーナをお招きして

のコンサートが行われたわけでありませう。

そうしたら、国・県内でバレエを志す子供たち、指導者の皆さんが、今、コロナ禍の中で、都市部で行われるようなコンクールだとかワークショップに参加できない、そういう状況の中で、バレリーナにとっては神のような存在のザハロワさんを目の当たりにすることができたと、涙を流して喜ばれた、また、元気と希望を与えていただいたという言葉をいただいたところであります。

もちろん、感染防止を徹底しながらも、こうした声に応えていき、その文化の力で県民に感動を呼び起こすこと、これも非常に重要な取組ではないかと認識しているところであります。今後とも、感染防止対策を徹底しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今、知事の御答弁にあったとおり、文化芸術の力、これはまさに今言われた、オリンピック・パラリンピックスポーツの力と匹敵するぐらい、やはり県民に勇気、感動を与えるものだとは思いますが、では果たしてそれが今なのか、強引にそれを続けるべきなのかに関して、ここに県民からの声が届いております。

8月22日には「わたぼうし宮崎コンサート2020」が、宮崎市民文化ホール大ホールで開催、8月29日には全日本健康マージャン交流大会が、シーガイアコンベンションサミットホールで開催されました。今後も、全国から参加者が集われる大正琴の祭典やハーモニカフェスティバル、少年少女合唱の祭典などなどが続きます。

これらのことに関し、知事のフェイスブックや県庁ホームページには、数々の県民からの声

が寄せられています。

例えば、「まん延防止が出されている8月29日に、県外者も含めてマージャン大会があったのは本当ですか。開催するのであれば、県民に自粛を求めるのはおかしいのではないのでしょうか」また、「この時期に県をまたいで大会開催っておかしくないですか。県の関係者は御存じなんでしょうか」「県独自の緊急事態宣言で、部活動やスポーツ少年団活動は自粛が発令されましたが、国文祭・芸文祭の開催とは整合性が取れないと思います」「緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用される中でのイベント開催は、県民の不安をあおります。国の方針に準ずる対策とはいえ、感染者が出た場合、その家族や学校や職場に感染拡大するおそれがあります。夏休みも我慢して、どこにも出かけず家に閉じこもっていた真面目な子供たちや家族がばかばかしく思えます」などなど。

もちろん、これらの意見には知事も目を通されているとは思いますが、知事は、これらの意見に具体的なコメントは返されていません。

そこで、県独自の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されて以降、県境をまたぎ全国からの参加者を招いた行事をどのような理由で知事は容認されたのか。

また、知事からの行動自粛要請に伴い、部活動や大会を中止としたことと、国文祭・芸文祭の開催続行は整合性がないんじゃないかという先ほどのような声に関して、知事はどのような見解をお持ちか、再度御答弁を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど来、申し上げておりますように、SNS等で寄せられます感染への不安ということもありますし、自分たちが自粛しているのにというような不満、それも十分分かるところであります。その心情が分かる

上で、国文祭・芸文祭に関しましては、先ほど言いましたような事業の特性を鑑みて、個々のイベントの集合体でありますそのイベントが、国の基準に照らして、感染防止対策を徹底しながら実施ができるものかどうなのか、その判断が重要なポイントになってくると考えております。

議員も参加されたそういう事業が残念ながら開催されなかったと、本当にそれを気の毒に思っているところでありますが、県としましては、市町村、または関係団体についても、様々な開催基準につきまして助言しているところであります。

また、8月12日に国の分科会が示した基準によりましても、大変そういう感染が厳しい状況のときの分科会の判断であります。観客が声を出さないようなコンサートでありますとか、演劇、映画館、図書館、美術館などは、感染症対策を徹底しながら利用することができるというような方針を示しておられるところであります。我々が、具体的なそういう基準に基づいて、またそれをさらに上回るような厳しい基準を設定して実施した。そして、県外からも来県される方もいらっしゃるということで、県境往來者に対してはPCR検査支援事業を活用するというので、個別の事業に対しての支援、またそういう環境づくりにも取り組んできたところであります。

県民の皆様の様々な思いというもの、また御指摘というのは受け止めながらも、国文祭・芸文祭、これは本県だけの事業ではなしに、国全体の位置づけの中で行われる事業として、開催県としての役割というものを果たしていく、そのことも重要であろうかと考えております。

○**図師博規議員** 今、知事の御答弁にあったと

おり、知事も本当に真剣に考えてらっしゃるのはよくよく分かりますし、県民にもそれが伝わっていると思います。がゆえに、やはりどうしてという声も多数上がっているところであり

ます。

そこで一つ、知事に提案があります。

昨年のコロナの影響で中止となった選抜高校野球大会に出場予定だった32校を、日本高校野球連盟は同8月に甲子園球場に招き「甲子園高校野球交流試合」を開催し、32校が1試合ずつ行うという、高校球児の夢をかなえる粋な計らいをされたことは記憶に残っていることと思います。

そこで、アフターコロナのキックオフイベントとして、これまでの国文祭・芸文祭で中止を余儀なくされた団体、そして、これから中止を判断する団体を招いて、知事の肝煎りで県民向けの宮崎県文化祭・芸文祭を開催されてはと思います。

コロナの影響で、日頃の練習の成果発表や文化・芸術の披露の機会を奪われた県民に、救いの手を差し伸べるとともに、県民みんなが晴れやかな笑顔で来場できる、そういう代替の大会を開催することは大変意義があると私は思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○**知事（河野俊嗣君）** まず、コロナの影響により中止となった事業につきましては、関係者の皆様が、それぞれの地域の状況や事業内容など様々な状況を考慮しながら協議を重ねられて、苦渋の決断をされたものと認識しております。

現在、大会期間中でありますので、県としましては、今後実施が予定されている事業が安心・安全に開催できますよう、市町村、文化団体等と連携・協力しながら取り組んでいくことが

重要であろうかと考えております。

そして、今の御指摘であります、中止となりました事業につきまして、国文祭・芸文祭事業として改めて実施することは困難であると考えておりますが、国文祭・芸文祭にしても、例えば記紀編さん1300年記念事業にしても、その時期だけで終わる一過性のものにするのではなく、その次につなげる、そこが非常に重要であると考えておまして、大会終了後、国文祭・芸文祭の総括を行う中で、市町村や文化団体等から幅広く御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 おっしゃるとおり、文化芸術は一過性のものではないと。これからも、県民の心を豊かにするための新たな開催方法というのをぜひ模索していただければと思います。

次に移ります。職員の兼業要件の緩和と地域活動推進について伺ってまいります。

県では、前年度までが働き方改革重点推進期間でありましたが、今後もこの働き方改革は続いていくと思われまます。

その中で、知事部局におかれましては、働き方改革の一つの指標であるテレワーク推進をしておられます。また、そのテレワークを拡大していく上で今、課題も見えてきているかと思われまます。

再度、知事部局におけるテレワークの実践状況と課題を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 在宅勤務をはじめとするテレワークは、コロナ禍における感染拡大防止や業務継続に資するほか、子育てや介護を行っている職員が活用することによって、柔軟な働き方の実現にもつながるものと考えております。

このため、知事部局におきましては、テレ

ワーク用のパソコンや通信装置を導入するとともに、都城市や延岡市などの出先機関の職員が利用することで、勤務庁舎への移動時間を縮減できるサテライトオフィスを防災庁舎に設置するなど環境整備を行い、職員のテレワークの実施を推奨しているところであります。

これまでの取組の中で、テレワークが可能な業務の整理や、職員間の情報共有・意思決定の在り方といった課題も見えてきておりますが、今後とも、課題を検証しつつテレワークを推進することで、新型コロナウイルスの感染拡大防止はもとより、職員の働き方改革の推進に努めてまいります。

○図師博規議員 知事部局では、テレワークを進めるということで出勤削減を進められ、また、削減の目標を数値化されていると聞きます。そういうことが、あわせてコロナの感染リスクの軽減にもつながるでしょう。

では、具体的にどのような体制で、またどのような目標を設定されて、出勤削減に取り組まれているのか、また達成率はどのようになっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、まん延防止等重点措置区域の事業者に対し、人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指すことが求められております。

知事部局におきましては、これまでも時差出勤やテレワークの実施により、職員密度の軽減に取り組んできたところですが、今回のまん延防止等重点措置の適用を受け、行政機能を維持するために必要な業務に従事する職員を除き、出勤者数の7割削減を目指して、テレワークの実施や休暇取得の促進に取り組んでいるところであります。

その実績につきましては、毎週金曜日に調査しており、会計年度任用職員を含む職員4,733名のうち、窓口業務や感染症・災害対応等の業務に従事する職員を除く対象職員1,381名に対し、初回調査日である9月3日にテレワークの実施や休暇を取得した者は1,086名で、78.6%の削減となっております。

○図師博規議員 非常に積極的に取り組まれ、またその達成率も素晴らしい内容ということが分かりました。

今後も、国の対処方針に従い出勤者数7割減が維持されることにより、職場内の密も回避され、コロナの感染リスク、そして通勤時間が減少することになります。これにより、職員が各地域にいる時間が長くなり、地域活動に取り組みやすくなります。

そこで、現在知事部局における職員の兼業を含む社会貢献活動について、どのような流れで許可され、どのような内容の地域社会貢献の活動が行われているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 職員の兼業につきましては、営利団体の役員等を兼ねる場合、自ら営利企業を営む場合及び報酬を得て事業または事務に従事する場合は、地方公務員法により、営利企業等従事に係る任命権者の許可が必要となっております。

令和2年度の知事部局における許可の状況につきましては、延べ129名に対して許可を行っており、そのうち113名が公的な資格取得のための試験監督員であり、部活動の指導員など社会貢献活動が3名となっております。

その他、専門的な知識を生かした社団法人などでの実技講習会における講師や、公的研究機関における外部専門家、大学における研究補

助、論文校正などを許可しております。

○図師博規議員 職員のお一人お一人が兼業許可を取る際、任命権者である知事までの許可が必要となっており、兼業のほとんどが試験監督員ということでしたが、神奈川県では、兼業の手続を各所属の権限で許可できるように簡素化し、兼業による報酬の受領要件も緩和して、職員の生きがいづくりや社会貢献を推進しています。

また新潟県では、公務時間外であれば、兼業の業務に割く時間や、受ける報酬額には制限を設けておらず、例えば、地域課題を解決するような過疎地でのカフェ経営や、中山間地域での移動販売の運営などの事業も推奨しています。

そこで、本県も職員の社会貢献活動を促進し、日常業務へのモチベーションを上げるためにも、兼業許可について緩和を行い、さらに働き方改革を推進してはと考えるますが、総務部長の考えをお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 職員が報酬を得て事業活動等に従事することにつきましては、営利目的ではないこと、職務遂行に支障を及ぼすおそれや、県職員としての信用を失墜するおそれがないことなどの一定の要件を満たす際には、現在の制度においても許可は可能であります。

具体的には、全国自治体の許可事例として総務省が紹介しております、適切な対価を受け取って行う商店街活性化活動や、障がい者支援活動、無料学習塾の学習支援補助活動などがあり、その他、地域おこしや高齢者支援などの社会貢献活動が該当いたします。

今後、職員に対して許可基準を明確に示すとともに、他県なども参考に、許可事例を広く周知することにより、職員が社会貢献活動に参加

しやすい環境づくりに努め、その促進を図ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ、県の職員の方々にも積極的に地域に溶け込んでいただきたい。そしてまた、生きがいをそこでも見いだしていただくというような促しを、部長にはお願いしたいと思っております。

次に、脱炭素社会づくりの取組についてお伺いいたします。

知事は、昨年度の全国知事会において、「ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチーム」へ加入され、今年3月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言をされたことは、県民にはあまり浸透しておりません。

本県は日照時間が長く、森林資源が充実しているなど自然環境に恵まれていることから、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に適しており、他県以上に森林による二酸化炭素吸収量が多いというインセンティブがあります。

本県の環境をもってすれば、2050年を待たずとも二酸化炭素排出実質ゼロを達成できるのではないかと考えますが、現在までの温室効果ガスの排出削減の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の温室効果ガス排出量は、森林等吸収量控除後の平成29年度推計で679万トンであり、基準年度の平成25年度と比較して19.6%の削減となっております。

また、主な部門別の排出量の削減状況を見ると、工場などの産業部門がマイナス21.9%、家庭部門がマイナス26.1%であり、運輸部門は、自動車保有台数が増加したことなどにより、マイナス6.5%にとどまっております。

今後、例えば家庭で電力使用量を1割削減すれば、家庭部門の排出量をさらに5.5%削減することはできますが、太陽光や風力などCO₂を排出しないエネルギーへの転換が進まなければ、森林等吸収量を加味してもゼロカーボンの達成は難しいため、省エネによる削減努力に加え、再エネの導入の推進も大変重要と考えております。

○図師博規議員 これは、目標の数値を達成することも大切なんです、やはり県民の意識の醸成ということも非常に大切な取組になってまいります。

今の御答弁では、ゼロカーボン達成の道のは簡単なものではないということも理解できました。それでは今後、市町村や産業別及び県民一人一人がどのように二酸化炭素排出実質ゼロに取り組んでいけばいいのか、県としては、どのようなリーダーシップや具体的な施策を持って、この事業に取り組もうとされているのか、環境森林部長に再度お伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、県民や事業者・市町村による取組が大変重要であります。

このため県では、省エネについて、広報紙やホームページ、セミナーなどにより、県民・事業者への普及啓発に努めるとともに、エネルギー使用量の多い事業者等に温室効果ガス排出量の報告を義務づけ、削減行動を促進する取組を行っております。

また、今年度から新たに、家庭での省エネ行動を促すアプリ「エコふぁみ」の運用を開始するとともに、事業者や市町村に対しては、建物等の省エネ診断と併せて、再生可能エネルギーの導入等をサポートするアドバイザーの派遣事業を実施しており、既に県内の公共施設から申

込みや相談を受けているところでもあります。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

○図師博規議員 県民が取り組める、家族で取り組めるアプリ「エコふぁみ」、これを——ポイント制があるとも聞きますし、県産品のプレゼントも付与されるとも聞いております——ぜひ広く広報していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。性の多様性と教育について伺います。

出生時に割り当てられた性別と異なる性を感じるトランスジェンダーで、2004年に施行された性同一性障害特例法に基づき戸籍上の性別を変更された方が、ここ15年で1万人になることが司法統計で示されました。

トランスジェンダーや性的マイノリティーを含む性の多様性教育に関しては、日本は後進国であり、学習指導要領にも盛り込まれていません。

しかし、小・中・高校で使用されている教科書によっては、性の多様性について盛り込まれているものもあり、つまり各自治体や学校によって学ぶ機会に差があるのが現状です。

また、日本では法律上の同性婚は認められていませんが、代わりに「同性パートナーシップ制度」を導入する自治体は増えてきており、教科書よりも早く性の多様性に関する社会情勢は刻々と変化しております。

そこでまず、本県のトランスジェンダーの人権擁護や同性パートナーシップ制度に関して、どのような状況になっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、トランスジェンダーを含む性的マイノリティーの問題を、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の重

要課題の一つとして位置づけ、その人権を守るための啓発等の取組を進めております。

具体的には、県庁におけるライトアップや各種の啓発イベントのほか、広く県民を対象にした講演会等を開催してありまして、トランスジェンダーの当事者による講演では、講師自身の体験や自らの性自認と違う性を生きる生きづらさについてお話をいただくことで、この問題についての認識を深めていただきました。

また、「パートナーシップ宣誓制度」につきましては、同性カップルを対象として、婚姻に準じる取扱いを地方自治体が独自に行うものでありますが、県内でも宮崎市、延岡市、日南市、木城町において導入されておりまして、市、町営住宅へのカップルでの入居が可能とされておりますほか、宮崎市が行いましたアンケートによれば、民間サービスとしては、生命保険の受取人に認められたなどの事例もあると伺っております。

○図師博規議員 この性の多様性についての行政の在り方も非常に多角化してきている現状があります。

私の手元に、全国約2万人の学校教員を対象にした性の多様性に関する教育、具体的には、同性愛や性同一性障害について教えることに関する調査の結果があります。

これによりますと、「同性愛について教える必要があると思う」と答えた教員は75%、同じく「性同一性障害について教えるべき」と答えたのが86%となっており、その必要性の高さが示されています。ゆえに、教える側の知識習得の場も必要であり、同性愛と性同一性障害のどちらとも学んだことがないという教員の割合も20%あります。

教員により理解度がばらばらで、ばらつきが

あるという実態があります。そこで、本県における教員に対する性の多様性の知識習得の状況はどうなっているのか、その実際の指導内容を含め、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 性の多様性に関する教育について、教職員の理解を深めることは極めて重要であると認識しております。

そこで、県教育委員会といたしましては、管理職や人権教育担当者等を対象とした研修会の実施や、教職員向け資料の作成など、性の多様性に関する教育について、啓発に努めております。

具体的には、大学教授等の外部専門家を招いての性同一性障害に係る知識の習得を図る研修や、文部科学省作成の教職員向け資料を用いた、当該児童生徒へのきめ細かな対応の仕方等について学ぶ研修を実施しております。

また、各学校では、平成28年度に教職員向け資料が示されて以降、延べ数で小学校402回、中学校250回、県立学校93回、性の多様性をテーマに研修を行っております。

その中では、「学校における支援体制」や「学校生活における支援事例」「卒業後に性別変更等を行った場合の対応」などを取り扱っているところでもあります。

○図師博規議員 今、答弁の中に、「卒業後に性別変更等を行った場合の対応」ともありました。

ではまず、この性別変更ということに関し、教員研修ではどのような内容まで理解を求めているのか、また、その性別変更をされた方に、教育委員会としてはどのような支援が考えられるのか、再度教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 法に基づく性別変更の審判を家庭裁判所で受ける際の申立て要件

として、「二十歳以上であること」「婚姻をしていないこと」「性別適合手術を行っていること」などが示されております。

これらのことを踏まえ、卒業後に、法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った方から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、現在の性別等に沿った証明書を発行するなど、当該者が不利益を被らないよう、適切に対応することを各学校に周知しております。

○図師博規議員 卒業証明書は、学校を卒業した後に取りの方がいらっしゃいますが、それを性別の変更後の内容に合わせるということは、大変思いやりのある対応だと思った次第です。

答弁にもありましたが、日本の性別変更は、性別適合手術により生殖機能を不能にすることも条件にされていることが人権侵害に当たるとして、日本学術会議やLGBT法連合会から指摘されております。ともあれ、教員研修等で性の多様性について学ぶ場があり、一定レベルの知識習得がされていることは理解できました。

それでは、その内容をどう教育現場に落とし込んでいくかではありますが、これも先ほどの調査結果によりますと、86%の教員が教える必要があると言っているところなんですけれども、実際、教育の現場でその授業をしたことがあると答えた教員数は、11%に満たないということが出ております。

本県において、性の多様性に関する教育は、どの程度、またどの内容で実践されているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 性の多様性に関する教育につきましては、保健体育の「心身の発達と心の健康」や、技術家庭科の「家庭生活と

地域の関わり」のほか、複数の教科の中で関連的に取り扱うこととなっております。

また、令和元年度におきましては、小学校42校、中学校48校、県立学校27校が、性の多様性に特化した学習を行っております。

その内容といたしましては、社会における性的少数者の方々への偏見や差別など、性の在り方の問題を考えさせたり、当事者の方の講話を実施するなどの取組が行われております。

学習後の感想では、「人と違いがあって当然だから、それを批判せず、違いを認めて接することが大切だと分かった」「それぞれの悩みに気づくことが、優しさと思いやりだと思った」などの内容が多かったと聞いております。

○**図師博規議員** やはり、この性の多様性というものを理解していくには、小学校、中学校からの教育も非常に大切になってきますので、今後とも拡充をお願いいたします。

それでは次に、適応指導教室とフリースクールについて伺っていきます。

国は2019年に、不登校の子供たちに学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「教育機会確保法」を成立させました。

これまでの不登校対策は、学校復帰を大前提としていましたが、この教育機会確保法では、従来の対策では不登校児童生徒の無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、児童生徒が通いやすい公立の適応指導教室や民間のフリースクールなど、学校外の教育機会を確保することを自治体の責務とし、必要な財政支援に努めることとしています。

そこでまず、この教育機会確保法をどのように捉えているのか。また、本県の不登校児童生徒数がどのように推移しているのか、教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 「教育機会確保法」の基本理念であります、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる環境の確保や、不登校の児童生徒に対する個々の状況に応じた必要な支援は、教育を受ける権利を保障するものとして重要であると捉えております。

国の調査によりますと、令和元年度の本県の不登校児童生徒数は、小学校337人、中学校1,067人、高等学校243人であり、全体で1,647人となっております。

平成27年度と比較しますと、全体で376人増加しており、中でも小学校の増加傾向が顕著で、約2倍となっております。

○**図師博規議員** 本県は、幸福度ランキングでは常に上位に位置する、住みやすさ、学びやすさがあるかと思われませんが、それでも不登校児童生徒の増加は続いているということですか。

では次に、市町村教育委員会が設置する教育支援センター、いわゆる適応指導教室は、どのような形態で整備され、県内に何か所設置してあるのか。また、先ほどの答弁にあった不登校の児童生徒が、この適応指導教室にはどの程度の数が通われているのか、教育長、教えてください。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 適応指導教室は、市町村教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、カウンセリングや集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行うことを目的に設置している施設であります。なお、通所する児童生徒は、出席扱いができることとなっております。

令和2年度の本県における適応指導教室は、18市町に24教室が設置されており、中でも宮崎市は6教室、門川町は2教室と、複数の教

室が設置されております。なお、5町3村は未設置となっております。

利用者数は、小学校33人、中学校160人の合わせて193人となっております。

○図師博規議員 不登校児童生徒は1,600人を超えておるんですが、この適応指導教室に通われている生徒は200人に満たないということです。

つまり、適応指導教室に通えている生徒は10分の1程度しかいません。まだ設置されていない町村もありますので、地理的に通えない児童生徒もいると思われそうですが、それでもあまりにも少ない数にとどまっています。

さらに、高校の不登校生を対象とした適応指導教室は設置されていないということでしたが、これはなぜでしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 高校生は、在籍する高等学校によって、普通科、職業学科、総合学科と、学科によって学習内容や教育課程が多岐にわたっていることから、本県では、高校生を受け入れる適応指導教室は設置をしておりません。

各高等学校では、不登校生徒に対して、教育相談の充実や関係機関との連携を図る中途退学対策対応教員や、高等学校カウンセラーの加配措置、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置・派遣など、家庭と緊密な連携を図りながら、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行っております。

○図師博規議員 先日も、高校の退学者の件が取り上げられておりましたが、今、県内の高校の進学率は98%余りです。不登校の生徒も300名余りで推移していますし、退学者の数字も300名余りということですから、やはりその居場所づくり、学校とは別の居場所づくりのため、高校

生のための適応指導教室の設置も必要と考えます。

それでは、適応指導教室などを利用して、教員や、今ありましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの指導の結果、再登校できるようになった児童生徒はどの程度の割合でいるのでしょうか。また、その学校復帰に至ることにつながった指導内容は具体的にどのようなものがあつたのか、教育長、教えてください。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和元年度に、指導の結果、学校に復帰できた本県の児童生徒の割合は、小学校で19.0%、中学校で21.1%、高等学校で40.7%となっております。

復帰に至るまでの具体的な調査等は行っておりませんが、家庭や学校のサポートはもちろんのこと、スクールカウンセラーや適応指導教室など、児童生徒が相談することができる環境が整っていたことや、スクールソーシャルワーカーが家庭とつながり、関係機関との連携が確実に行われたことなど、複数の要因が考えられるところであります。

○図師博規議員 今の御答弁ですと、小中学校の不登校生では約80%、高校生では60%が不登校状態が続いていると。なかなか改善に至っていない児童生徒が多いという答弁でありました。

中学3年生で不登校のまま卒業できたとしても進学は難しいでしょうし、高校で不登校が続けば退学の可能性が大きくなってしまい、そのままひきこもりにつながることも考えられます。

そこで、民間と連携し、児童生徒の自尊心を守りながら様々な体験活動ができる、フリースクールという居場所づくりに積極的に乗り出す

ときと私は考えます。

先日、このフリースクール設立を考えられている複数の団体の方々と意見交換をしてきました。地域女性団体の方々や、放課後児童クラブに携わられている方、子ども食堂の関係者など、日頃から地域の子供たちと接する中で、このままの学校教育だけでは救い切れない児童生徒がいるという問題意識を共有しておられる方々です。

その中で出された意見として、「不登校が問題ではなく、学校以外の選択肢がないのが一番の問題です。明日、学校につまずいてしまうことは、どの子供にも起こり得ることです。たとえつまずいたとしても、勉強もできる、社会に通じるいろんな経験もできる、もう一つの学校、フリースクールがあれば、宮崎を担っていく将来ある子供たちに希望を持たせることができます」と、非常に志高い意見も出されたところでした。

しかし、実際にフリースクールの設立に当たっては問題は山積みで、場所をどうするか、専門人材の確保はどうするか、運営費の捻出などなど、民間だけでは実際に克服が困難なハードルが幾つもあります。

では現在、県内に開設されているフリースクールが幾つあって、何人の子供たちが通っているのか。また、学校と同じ出席扱いとなるフリースクールがどのような体制整備になっているのか。また、その出席扱いとなるためには、どういう条件をクリアしなくてはいけないのか、併せて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） フリースクールとして学習支援や居場所づくりに取り組む民間施設は、県内に複数ありますが、そのうち1つの施設が出席扱いとなっており、昨年度末の段階

で、17人が在籍していることを確認しております。

通所を出席扱いとする条件としましては、カウンセリング等を行うために、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導に当たること、児童生徒のプライバシーに配慮した上で、学校と施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなど、必要な環境を整えることが文部科学省のガイドラインに示されております。

なお、出席扱いにつきましては、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれており、校長が、設置者である教育委員会と連携を取って判断するものとされております。

○図師博規議員 教育長、率直に教育長御自身の御見解を。

フリースクールを整備できるものならしてみたい、フリースクール設置が望ましいというお考えはお持ちか、まだ時期尚早とお考えか、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校をプラットフォームとしながら、いろいろ困り感のある子供たちを支援しなければならないと、そういう仕組みづくりは大切だと考えております。

したがって、どんなことができるのか、様々な角度から検討するなど、多くの意見を拝聴していきたいと思っております。

○図師博規議員 前向きな御答弁を聞けてうれしく思いました。

それでは、このフリースクールに関して、岐阜県では、廃校となった校舎を利用して、公立の不登校特例校が今年の4月に開校しています。

また福岡県では、フリースクール運営費補助として年間1,800万円、鳥取県でも、運営費の補助として1施設300万円の3施設分、900万円を

県単独予算として計上し、支援をしています。

本県も不登校児童生徒の増加傾向が進む中、民間団体と連携したフリースクール整備に取り組む時期と考えますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、不登校の実態について答弁がありました。学校というものが、学びや育ちをしっかりとサポートし、またそこでの体験や記憶というものが、生涯にわたって一人一人を支える大きな力になるということを考えると、このような不登校の子供たちが増えている現状について、胸が塞がる思いもし、私も重く受け止めているところであります。

教育機会確保法では、その基本理念としまして、不登校児童生徒が行う多様な学習活動を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援や、民間団体等との密接な連携を図ることなどが示されているところであります。

様々な事情を抱えている子供たち一人一人に応じた、多様な学びの提供に向けて、家庭や地域、フリースクールなど民間団体との連携も含めながら、教育の機会の確保に、総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

○凶師博規議員 「総合的に取り組む」の中の選択肢に、ぜひフリースクールを具体的に組み入れていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) 今日地域から傍聴に誰も来ていませんので、無観客での一般質問になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、緊急事態宣言の下で無観客開催と

なった東京オリンピック・パラ大会もいつの間にか終わり、8月の長雨では浸水、土砂災害など、今年も全国各地に大きな爪痕を残しました。その後、朝夕もめっきり涼しくなり、秋の気配も色濃くなりました。これから食欲の秋など、様々な秋を満喫したいと思います。

国会では菅首相の突然の退陣表明で、「ポスト菅」選びは混迷を極めています。新型コロナウイルス感染者数は、ここ数日減少傾向にありますが、重症者数、宿泊療養施設での療養者、自宅療養者は依然として多く、亡くなる方もいらっしゃいます。

国のまん延防止等重点措置は、宮崎市を除いて解除となりましたが、まだまだ感染の収束が見えない中、今後ワクチン接種が進み、新規感染者も減少すると思います。日々御苦労いただいています医療従事者の皆さん方をはじめ、関係各位の皆さん方に対し、感謝申し上げます。

日本政策研究センターが発刊している「明日への選択」感染症の歴史の中で、「江戸時代のパンデミック」の記事がありました。

当時日本を襲った感染症として、天然痘、はしか、インフルエンザ、コレラの4つが挙げられており、鎖国の日本でも感染症は無縁ではなかったとあります。特に天然痘については、江戸城での拝謁のときには回復して75日たってから「お目見え」するようにと命じられていたと言われています。いわゆる濃厚接触の回避であります。

インフルエンザについては、世界的な大流行とともに日本にも侵入し、江戸城内で発生するクラスターをいかに阻止するか、また、幕府機能を継続し、業務を維持できるかであったと言われています。

当時の江戸の人口は100万人と言われ、武士以

外の大半の住民は、「其の日稼ぎ」と言われる「下層民」だったと言われています。朝仕入れた魚や野菜、豆腐、納豆をその日のうちに売って生計を立てたり、大工、包丁研ぎ、げたの歯入替えといった、その日の手仕事の報酬で暮らす人々であったと言われています。一旦、飢饉や不景気となれば、その日の食にも窮するのが実態だったようです。

このため、働かなければ生きていけない人々に対し、取りあえず回復するまで生活費を提供するという「御救い」という制度があり、江戸の「特別定額給付金」であったということです。

インフルエンザの蔓延では、1人当たり300文、2人世帯で500文が支給されたと言われています。また、その財源には、長屋などの大家が強制的に積み立てる「七分積金」という窮民救済の「ファンド」が活用されたということですが。

そのほかの対策としては、米や風邪薬などの買占め、売惜しみの防止、救済小屋の設置——これは宿泊療養施設であります——、臨時の公共事業による失業対策、金融の円滑化、経済の底上げ、消費の奨励を通じ、景気刺激策などの対策も打たれたということです。

こうしたときには、当然「自粛ムード」が広がり、家の新築工事、改修工事なども減ってしまいます。当然、こうした人々を相手とする「其の日稼ぎ」の人々の生活に深刻な影響が出るわけで、政府の普請と遊山を奨励する「町触」が出されたということで、いわば今回の政府が実施したG o T oキャンペーンと同様なものでございます。

当時の武家政権が、社会福祉や経済政策を展開しながら、感染症などを克服し、人間社会が

今日まで築かれてきたことを考えるとき、江戸時代の感染症に対する幕府の救済策は、今日のコロナ対策にも学ぶところがあるのではないかと考えさせられました。

それでは、質問に入ります。

今月上旬に公表されました令和2年度決算の見込みによりますと、コロナの影響を色濃く受けて、歳入、歳出ともに前年度よりも大きく増加し、歳入は7,038億円余、歳出は6,866億円余となっており、令和元年度と比較しますと、20%を超える増となっております。

この結果、実質収入が103億円余の黒字ということではありますが、病床確保などのコロナ対策関係で、国から概算で事業費を受け取っていたものの、執行残として返還しなければならない額が29億円あるということでございます。その分を差し引いた実質的な収支は74億円の黒字となり、前年度並みとなっているようです。

そこで、この決算見込みを踏まえ、今後のコロナ対策などの財政運営についてどのように考えているのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下の質問は質問者席で行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

令和2年度は、毎月のようにコロナ対策の補正予算を編成してまいりましたが、必要な財源につきましては、国において、コロナ対策の交付金として、地方創生臨時交付金と緊急包括支援交付金がしっかりと措置され、決算ベースで、これまでの累計で479億円余を受け入れております。

そのため、決算の歳入、歳出は前年度を大きく上回ることとなりましたが、実質的な収支に

つきましては、74億円余の黒字と、前年度並みとなったところであります。

この分につきましては、令和3年度当初予算で取り崩した基金に積み戻し、例えば、これからシーズンが本格化します台風などの自然災害や、この冬の鳥インフルエンザ対策など、不測の事態に備えるほか、令和4年度当初予算編成における財源として活用してまいります。

今後とも、全国知事会地方税財政常任委員会の委員長として、必要な財源の確保に努めるとともに、財政関係2基金の維持など、健全な財政運営に努め、感染の状況や経済の動向、国の予算編成などを見極めながら、ポストコロナを見据えた新しい県づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 令和2年度新型コロナ対策として、県民生活を維持するための様々な対策が講じられてきたところでありますが、まだまだ新型コロナの影響は今後も続くものと思われま

す。年々増加する社会保障関係費に加え、国土強靱化対策、国民スポーツ大会、ポストコロナに向けた経済対策など、多額の財政負担が見込まれるところでありますが、人口減少問題や経済の活性化など、将来を見据えた施策についても、さらに進める必要があると思います。

今後も財政の健全化に向けて、さらに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、本県における新型コロナワクチンの接種状況と今後の見通しについて、お伺いします。

接種券の配布は、高齢者や基礎疾患のある人から順に、県内全ての市町村において、全ての年代に対し、新型コロナワクチンの接種券が今

月上旬までに発送され、そのほとんどの方が接種を受けられる体制が整いつつありますが、現在の本県における接種実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 9月12日現在での本県におけるワクチン接種実績につきましては、12歳以上の対象人口約98万人のうち、1回目接種を終えた方が69%、2回目まで終えた方が56%となっており、接種が着実に進んでいるところであります。

県といたしましては、コロナの感染収束のためには、早期の接種完了が重要であると考えておりますことから、引き続き、県において大規模接種を進めるとともに、市町村に対する必要な支援を行いながら、早期完了に向けて取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 次に、ワクチン接種率を高めるための取組についてお伺いします。

集団免疫獲得のためには、できるだけ多くの方が接種する必要があると考えますが、接種券はあっても、様々な基礎疾患のある方、または病気治療中の人や、アレルギーなどで接種したくてもできない人などいると考えられます。100%の接種はできないとしても、接種率を上げることが最大の予防であり、蔓延防止であると思います。

本県におけるワクチン接種率を高めるための取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナの感染収束のためには、早期の接種完了とともに、多くの方々に接種いただくことが重要であります。

このため、接種機会の拡充はもとより、ワクチン接種の効果や副反応について正しく理解し

ていただき、過剰な不安から接種を控えることがないように、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

このため県におきましては、大規模集団接種における接種者数や対象者を拡充するとともに、テレビや新聞、タウン誌のほかSNSなど、様々な媒体を活用しながら、正しい情報の提供に努め、できるだけ多くの方が接種いただけるよう、必要な取組を進めてまいります。

○窪菌辰也議員 河野ワクチン担当大臣から、9月3日の記者会見において、「10月から11月の早い時期に、希望する国民の皆様への接種を終えることも視野に入ってきた」との発言がありました。政府は、既に3回目のワクチン接種について議論すべき時期が来たとしています。

そこで、本県における接種完了の見通しについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県におきましては、市町村における早期の接種完了に向け、休日や時間外での各医療機関における個別接種の促進への支援を行うとともに、県による大規模集団接種などを進めているところであります。

このような中、先般国からは、10月4日の週末までに、接種対象者の約86%に当たるワクチンが配分されることが示されまして、県から市町村に対し、割当てをお知らせしたところであります。

このような動きを踏まえて、県内におきましては、希望する方々全てが11月の前半までに接種を受けられる見通しとなり、県としましては、引き続き市町村と連携しながら、円滑なワクチン接種に向けて、必要な取組を着実に進めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症を診断するための検査の一つでありますPCR検査については、感染拡大を防止するためにも重要な検査であると認識しております。

昨年の初め頃は、県内でできるPCR検査数も少ない状況にありましたが、現在では最寄りの医療機関などでも検査が受けられるようになり、検査体制はかなり拡充・整備されたのではないかと評価いたしております。一方で、一般の県民には、まだまだ検査体制がよく分からないという方もいらっしゃるようでございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナのPCR検査には、行政検査と保険適用検査があり、行政検査は、感染者の濃厚接触者等に対して、県衛生環境研究所と宮崎市保健所が行うほか、一部を民間検査機関に委託して行っております。

また、保険適用検査は、発熱等の症状のある方が、地域の身近な診療・検査医療機関を受診した際に、医師の診察の下で行う検査であり、現在386の医療機関を指定しております。

なお、自ら希望して検査を受ける場合は、保険適用外の自費検査となりまして、その際、お問合せがあった場合には、検査のできる医療機関を御紹介しているところでございます。

○窪菌辰也議員 自分が無症状のまま日常生活を続ける人たちが感染拡大のもとになることから、より多くの接触者、または感染を心配する人たちも検査できるようにする必要があると思います。

火事が炎上してから火消しにかかるのではなく、火元が小さいうちに火を消し止める工夫が

大事だと考えます。

今後、さらなる議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

国は8月25日に、本県に対して初めてまん延防止等重点措置を決定し、その適用期間を8月27日から9月12日までとしておりましたが、9月9日にはその適用期間を9月30日までに延長することを決定したところであります。

そこで今回、まん延防止等重点措置の本県への適用が延長された理由について、どのように考えていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まん延防止等重点措置につきましても、病床使用率、療養者数、PCR等陽性率及び新規感染者数など、当該都道府県の感染状況を踏まえ、国が決定するものであります。

9月9日に、まん延防止等重点措置の延長が決定されましたが、前日の8日時点で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が26.8人、入院患者数は137人、重症者数が11人と、いずれも高い水準となっております。

県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として高止まりしており、加えて、医療提供体制は極めて厳しい状況にありますことから、国において延長の判断がなされたものと認識しております。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響についてお伺いたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の患者の増大に伴い、感染を警戒して、医療機関等への受診控えが続いているようであります。新型コロナの流行の波が繰り返し襲ってきている状況の中で、第1波の令和2年5月の落ち込みが

特に大きくなっていったようであります。未知のウイルスということで、人々の心理的なものが大きく作用したものと思われま。

そこで、新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響について、福祉保健部長に、受診控えの状況やその要因をお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国民健康保険における令和2年以降の診療報酬請求件数の状況は、御指摘のとおり、令和2年5月が最も減少幅が大きく、14.3%の減少となっております。その後、徐々に患者数は戻ってきておりますが、依然として、令和元年度の水準には戻ってきておりません。また、特に減少が大きいのは、小児科や耳鼻咽喉科となっております。

なお、夜間や休日等のいわゆる「コンビニ受診」の減少や、インフルエンザ等の他の感染症の流行がなかったことなども影響しているものと考えております。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的措置についてお伺いたします。

国におきましては、主に患者を受け入れる医療機関に係る診療報酬の大幅な引上げ等の臨時的措置が次々に行われました。そのほか、直接的に患者を受け入れない医療機関等への特例的な対応も数多く措置されたと聞いております。

その中に、先ほど答弁のあった受診控えの影響が大きい小児科への対応等もあったと聞いておりますが、診療報酬の臨時的措置の内容と、国民健康保険の保険者への影響について、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、新型コロナの発生に伴い、診療報酬の臨時的な取扱いが数多く行われております。

具体的には、重症の患者に対して人工呼吸器

等による治療を行う場合の診療報酬が3倍に引き上げられているほか、酸素療法が必要な中等症患者の対象範囲が広げられ、加算の算定期間が延長されるなどの措置が講じられております。

また、影響を受けている小児科の外来診療につきましては、初診、再診にかかわらず、一定の診療報酬点数を加算できることとなっております。

次に、国民健康保険の保険者への影響につきましては、新型コロナについては、本人負担分は原則として全額が公費負担となりますが、一方で、保険者負担分は通常どおりでありますことから、今後も臨時的な取扱いが続けば、保険者の負担が大きくなり、国保財政への影響が見込まれます。

○窪菌辰也議員 政府は、9日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、希望者のワクチン接種が完了する11月頃をめどに実施する、行動制限緩和の基本方針を決定したとありました。

ワクチン接種を条件に、緊急事態宣言下でも、県をまたぐ旅行や大規模イベントを認め、飲食店の酒類提供も容認するとし、コロナ禍での日常生活や経済活動の回復に向けた取組を進めようとしています。

制限緩和の前に実証実験を実施し、運用面での課題を整理することですが、自粛や営業制限の長期化に苦しむ経済界にとって明るいニュースだと、歓迎の声も上がっているということです。接種を終えた人からどんどんと経済を回すことで、経済の回復も加速するものと思われれます。行動制限緩和の出口戦略において、本県にも、以前のような活力ある県政に向けての対応が強く求められるところであります。

今後とも、なお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げておきたいと思っております。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

昨年度までの第七次長期計画において、「口蹄疫からの再生・復興」と「農業の新たな成長産業化」を目標に掲げた10年間の成果として、冷凍ホウレンソウの日本一の産地化や、農畜産物輸出額が、平成22年度に比べて20倍に増加、全共での3大会連続内閣総理大臣賞受賞など、成果が得られたと考えております。

このような中、本年3月に策定した第八次長期計画では、本県農業・農村の持続的発展に向けた、総合的かつ中長期的な方向性を示す基本方針として、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」に向けた取組を進めることとしており、キーワードとして、「新防災」と「スマート化」が掲げられております。

そこで、第八次農業・農村振興長期計画において、新防災とスマート化に取り組むとのことですが、それぞれどのような取組を進めるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第八次長期計画では、激甚化する自然災害や家畜伝染病など、あらゆる危機事象に負けない農業を実現する「新防災」と、生産から流通・販売までの「スマート化」を車の両輪として進めることにより、稼げる農業を目指すこととしております。

具体的には、新防災の視点では、農業用ため池の補強など災害に強い生産基盤づくりや、畜産における高い防疫レベルの平準化、農業経営収入保険制度など、各種セーフティーネットの活用強化などに取り組みます。

また、スマート化の視点では、生産段階にお

けるスマート農業技術の普及に加え、流通段階における電子タグ等を活用した物流の効率化、販売段階におけるインターネット等を活用したデジタルマーケティングなどの取組を進め、持続可能なみやざき農業の実現を推進してまいります。

○窪菌辰也議員 次に、「みどりの食料システム戦略」についてお伺いいたします。

国は、農業の生産性向上と持続性の両立を目指す世界的な潮流に対応し、国際ルールづくりに参画するため、「みどり戦略」を策定したとのことであり、有機農業の拡大や、化石燃料等を使用しない園芸施設への完全移行など、中長期的な目標が設定されております。

みどり戦略の中で、有機農業や減化学農薬・肥料栽培などについて、慣行栽培に比べ収量が下がることが見込まれることから、実現するためには、収量の低下に見合う販売価格の向上など、生産者の努力だけで実現することは難しく、消費者側の理解醸成が必要であると考えられます。

そこで、第八次長期計画において、国のみどりの食料システム戦略を、耕種部門、畜産部門でどのように取組を進めていくのか、また、消費者の理解醸成に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） みどりの食料システム戦略は、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から環境負荷軽減を図る戦略であり、第八次長期計画でも、有機農業や環境保全型農業を推進することとしております。

具体的には、耕種部門では、GAP、特別栽培、有機栽培と、生産者に応じたステップアップを進め、化学農薬や肥料の削減を図りますと

ともに、畜産部門では、排せつ物のバイオマスエネルギーとしての利用促進などに取り組みます。

また、これらの取組を加速させるためには、消費者が食や農に対する理解を深め、生産者とその価値を共有していくことが不可欠でありますことから、食育や地産地消、農業体験講座等の取組を推進するとともに、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」での積極的な情報発信などにより、本県の食と農への理解醸成に取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 さて、令和元年度における本県の農業産出額3,396億円のうち、約65%を占めるのが畜産部門であり、本県の重要な基幹産業であることは言うまでもありません。

畜産を語る上で、私たちが未来永劫に忘れられないのが、29万7,808頭の家畜の貴い命を奪い、畜産業のみならず地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼした口蹄疫であります。

先月27日には、口蹄疫終息から11年が経過しました。この間、生産者はもとより、市町村、関係団体、国、県当局、我々県議会、そして多くの県民や全国の皆様方の御支援、御協力を受けながら再生・復興に取り組んだ結果、飼養頭羽数は一定程度回復し、畜産産出額や県産牛肉輸出量が過去最高を記録するなど、一定の成果も見られました。

そのような中、今回県では、第八次長期計画の畜産版アクションプランとして、「みやざき畜産共創プラン」を策定され、さらなる家畜防疫と畜産振興対策に取り組まれるということがあります。

そこで、みやざき畜産共創プランの概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の畜産業

につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、一方で、国内外での家畜伝染病の続発、担い手・労働力不足、さらには脱炭素社会の実現への取組など、様々な課題が顕在化しております。

このため、第八次長期計画の畜産部門を具体的に進める「みやざき畜産共創プラン」を策定したところでございます。

プランでは、家畜防疫のさらなる強化を土台として、持続可能な畜産振興に向け、新たにスマート畜産技術等の新技術の普及促進や、定休型ヘルパー組織の体制整備等による働き方改革、畜産バイオマスエネルギーの利活用の推進を、また、販売及び関連産業の発展に向け、全畜産物の輸出拡大に取り組みます。

県としましては、本県の畜産業が魅力ある産業として、さらに発展し続けるよう、関係団体と連携しながら、本プランをしっかりと進めてまいります。

○窪菌辰也議員 新たなみやざき畜産共創プランの策定では、5年後の最終年度（2025年度）の数値目標として、牛肉を中心とした畜産物輸出額は、19年度の44億円から66億円へ拡大するなど盛り込んだ、持続可能で魅力ある畜産を構築するとなっています。

今回の長期計画では、畜産の目指す姿として、資源循環型農業の推進、飼料の生産体制づくり、さらには、畜産バイオマス活用型施設園芸の構築で脱炭素社会を目指すための農業構造への転換、環境に優しい農業の展開などが示された内容となっています。

第八次長期計画の畜産部門での目標達成を目指して、このプランをしっかりと進めていただきますよう、お願い申し上げておきたいと思っております。

今回の第八次長期計画のポイントとしては、「～あらゆる危機事象に負けない農業～新防災」と、「～賢く稼げる農業～スマート化」となっています。

本県の人口は全国平均よりも早く高齢化が進んでおり、特に中山間地域では人口減少が早く進行すると予想されています。人口減少、少子高齢化は、本県の社会経済にとって極めて厳しい状況であり、特に農業を取り巻く情勢は厳しさを増しております。

一方では、家族を中心とした「みやざき型家族農業」も進めるとしております。本県の第八次長期計画が、持続的で魅力あるみやざき農業の実現に向けて今後展開できることを願っております。

次に、和牛全共についてであります。

来年に迫りました第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会での成績は、今後、本県の肉用牛振興を図る上で大きな影響力を持ちます。

せんだっての右松議員の代表質問でも、知事が意気込みを語られましたが、日本一への道のりは、そう簡単なものではありません。残り1年間、危機感と緊張感、そして戦う覚悟を持って取り組んでいく必要があると思っております。

そこで、第12回全国和牛能力共進会宮崎県出品対策共進会の概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 出品対策共進会は、これまでの出品対策の確認と機運醸成を目的に、新型コロナ対策に万全を期して、来月7日、児湯地域家畜市場での開催を予定し、4つの区分に代表牛61頭が出品予定であります。

具体的には、本共進会第1区は全共4区繁殖雌牛群に相当し、3頭セットの21頭、第2区は全共5区高等登録群に相当し、遺伝的能力の優

れている親子2頭セットの6頭が出品され、群のそろい等を審査します。また、第3区は全共6区総合評価群に相当し、対象種雄牛の産子である若雌牛が16頭、第4区は全共2区及び3区に相当する若雌牛が18頭出品され、繁殖雌牛としての発育状況等を審査することとしております。

本共進会の実施により、全共に向けた課題を洗い出し、来年8月の県代表決定検査及び10月の本番に向けて、一層のレベルアップを図ってまいります。

○窪菌辰也議員 次に、今回の共進会では、これまで設けられていた団体賞が設けられておりません。よって、種牛の部、肉牛の部、2部門での内閣総理大臣賞の獲得が、日本一の称号を意味することとなります。各部門での取組が大変重要となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこでまず、第12回全共に係る本県での種牛の部の取組について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 全共種牛の部は、先ほど説明しました繁殖雌牛群や総合評価群など、1区から6区に分かれた6つの出品区分となります。

このうち、種雄牛候補の若雄を評価する1区においては、地域に根差した優秀な系統を引き継ぎ、その系統の特色を有するなどの厳しい条件をクリアした、将来の宮崎牛を支える種雄牛候補が出品対象であり、現在、候補牛5頭の発育調査を定期的に行っております。

また、2区から6区では、プレ全共の取組に加え、候補牛となる優秀な雌牛の確実な地元保留や、候補牛のさらなる掘り起こしに向け、巡回調査等の取組を行っております。

全共に向けた本年度の取組が大変重要でありますことから、必要な予算を措置しているとともに、引き続き関係団体と連携しながら、出品対策にしっかりと取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 御案内のとおり、前回第11回大会においては、肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞しました。宮崎牛のブランド強化の面においても、特に肉牛の部については、負けられない部門でもあります。

今回は、新たに脂肪の質評価群が設けられるなど、肉牛の部の成績評価において、おいしさに関係すると言われる脂肪の質の比重が、従来より大きくウェイトを占めるものとなっているところであります。

そこで、第12回全共に係る本県での肉牛の部の取組について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 肉牛の部は、7区と8区の2つの出品区分で行われ、今回の第12回全共の審査では、牛肉の脂肪の質が、肉量や肉質と同列で評価されるなど、新しい基準への対応が求められたところです。

このため、候補牛の父牛や母牛の遺伝的な評価などによる選抜を経て、候補牛80頭を選定しております。

4月には、それら候補牛を、本県を代表する肥育農家20戸に導入し、徹底した飼養管理の下、定期的な発育調査や血液検査等を通じて、最高の宮崎牛に仕上がるよう支援しております。

来年、第12回全共におきましても、チーム宮崎として一体となり、「日本一の努力」と準備を継続することで、種牛の部、肉牛の部、両部門での内閣総理大臣賞の獲得を目指してまいります。

○窪菌辰也議員 力強い御意見、ありがとうございました。

いよいよ来年10月6日から10日の日程で、鹿児島県霧島市牧園町で種牛の部が開催され、肉牛の部は、南九州市知覧町J A食肉かごしま南薩工場で開催されます。

それに先立ち、来月10月7日に児湯地域家畜市場で開催されるプレ全共は、来場者の制限を行い、出品者、運営に係る関係者のみでの開催となります。関係各位の皆さん方の適切なアドバイス、指導に期待したいと思います。

全てが非常に厳しい条件での出品となるわけですが、種牛の若雌出品等については、これから洗い出し、選定育成することとなりますので、特段の御指導を賜りますようお願いいたします。

さらには、来年本番の鹿児島県大会が、まさかの無観客とならないことをお祈り申し上げます。

では次に、介護施設の現状及び介護職の人材確保について伺います。

本年3月に策定された宮崎県高齢者保健福祉計画では、本県の高齢者人口が、令和7年(2025年)をピークに減少に転じるものの、後期高齢者はその後も増加し、介護サービスを利用する高齢者が増加していくものと見込まれております。

このため、本県における介護サービス基盤の充実が今後重要となってきますが、要介護となった高齢者の家庭環境や介護の程度は様々です。

訪問介護などを利用しながら、住み慣れた地域や家庭で暮らしていく高齢者の方々もいらっしゃいますが、家庭での介護が困難な重度の要介護者にとっては、特別養護老人ホームなどの

施設サービスを安心して利用できる環境づくりが、今後必要になっていくものと考えます。

そこで、今後増えていく介護サービス利用者の受皿として、介護保険施設の整備が重要だと思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県の介護サービス利用者は、令和2年8月末の5万3,743人から、令和5年には5万5,000人程度まで増加すると推計されており、介護サービス基盤の整備・充実が課題となっております。

このような中、県では、今年3月に策定いたしました第8期介護保険事業支援計画の中で、居宅サービスの充実を図るとともに、居宅での介護が困難な高齢者の増加等に対応するため、市町村計画を基に施設の整備目標を設定し、令和3年度から5年度までの3年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を400床整備することとしております。

県としましては、引き続き、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、地域の実情に応じた施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 介護サービス等の充実・整備は大変重要な課題であると思います。今後も市町村と連携しながら、計画的な施設整備に取り組んでいただくよう、お願いしたいと思います。

次に、介護人材確保対策について伺います。

2025年に約2,600人の介護職員が不足すると推計されております。このことから県は、人材確保のため、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」及び「資質の向上」の3つの視点から対策を講じるとしております。

私は、介護職員の仕事は本当に大変だと思う

ており、職員の新規就労と離職防止を図るためには、給与の面、つまり処遇の改善が大事だと考えております。

そこで、介護人材確保のためには介護職員等の処遇改善が大事だと考えますが、県はどう取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護人材確保のためには、介護職員等の処遇改善は大変重要であります。

このため国は、介護職員等の処遇改善のため、処遇改善加算制度を設けており、昇給の仕組みの整備や休業制度の充実等の要件を満たした介護事業者に対しまして、介護職員等の給与の改善に充てるための介護報酬を加算することとしております。

県では、介護事業者の加算取得を促進するため、制度の周知を図るとともに、労務管理に精通した専門家を事業所に派遣し、個別の指導・助言を行うことにより、介護職員等の処遇改善に取り組んでおります。

○窪菌辰也議員 介護人材確保は大変重要な課題でありますので、処遇改善だけではなく、様々な支援に取り組んでいただくよう、お願い申し上げたいと思います。

次に、令和9年に本県において開催が予定されている国民スポーツ大会の天皇杯獲得に向けて、このコロナ禍の大変な状況の中、本県としてどのような競技力向上に取り組んでいるのか、お聞きしたいと思います。

競技人口が少ない競技の中で、本県として特に普及・強化を図る競技を、これまで未普及競技と呼んでいましたが、今年度からは、「ひむかサンライズ競技」という名称にしたとお聞きしています。

しかしながら、ひむかサンライズ競技は、サッカーやバスケットボールのように競技人口が多い競技に比べ、競技力向上に向けた取組がなかなか思うように進まないのではないかと考えております。また、これまで国体を開催してきた先催県においても、ほとんどの県が、このような「ひむかサンライズ競技」の育成・強化に力を入れて、天皇杯獲得につなげてきたと伺っております。

そこで、ひむかサンライズ競技について、今後どのような強化をしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員の御質問にありましたように、本年度より名称を「ひむかサンライズ競技」と変更したところであります。

具体的な取組としまして、「ひむかサンライズプロジェクト」では、競技団体や民間クラブ等と連携し、オリンピック等による講習会などを行い、選手強化を図っているところであります。

また、「ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」では、体験プログラム等を通して選手の発掘・育成に取り組み、カヌーやウエトリフティング、自転車競技に、このプロジェクトを機に新たに挑戦した選手が、今年の全国高校総体では、優勝を含めた上位入賞を果たしております。

今後も、事業内容の充実を図りながら、継続した選手強化に取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 少しずつではありますが、成果も上がっているようでございますし、ぜひこのような競技において、一人でも多くの子供たちが、太陽のように上昇し、輝きを放つような取組をお願いしたいと思います。

次に、現在の指導体制についてお伺いしたい

と思います。

本県が天皇杯を獲得するためには、本県の指導者の指導力が向上するような取組が大事だと思えますが、全国的に有名な監督等の指導を仰ぐなどの仕掛けが必要ではないかと思っています。

実際、本県として指導体制を充実させるためにどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県では、宮崎県競技力向上基本計画の取組の一つとして、「指導体制の充実・強化」を掲げております。

具体的な取組として、中高の部活動顧問及び国体チームの監督を対象とした、全国トップレベルチームへの派遣やコーチングスキル研修会など、県内指導者の資質向上に努めているところであります。

また、「チームみやざき強化アドバイザー招へい事業」として、全国的に顕著な指導実績を持つ指導者を継続的に招聘し、選手だけでなく指導者もアドバイスを受けるといった取組も進めているところであります。

今後も、このような取組を計画的に実施し、さらなる指導体制の充実・強化を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 指導者の力量が上がれば、選手やチームの競技力は確実に向上すると思えますので、これからもぜひ指導体制を充実させ、天皇杯獲得に向けて準備方、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

先月、シーガイアドーム跡地に、県が主体となって屋外型トレーニングセンターを整備するという発表がなされ、本議会にも、整備費の債

務負担行為の設定について提案がなされたところであります。

オーシャンドームについては、平成5年に世界最大級の室内ウオーターパークとして開業して以来、本県を代表する観光施設として運営されてきたところでございますが、平成19年に閉鎖し、平成29年に解体されました。

こうした中、今回、県が主体となり、屋外型トレーニングセンターを整備するというところで、ようやく、長い間広大な空き地となっていたオーシャンドーム跡地が、スポーツランドみやざきらしい、本県にとってよりよい形で活用されることになったのではないかと感じているところでございます。

そこで今回、屋外型トレーニングセンターの整備を行うに当たって、その経緯について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） オーシャンドームの閉鎖後、県では、国による屋外型トレーニングセンターの設置実現を図るため、平成27年に官民一体の誘致推進委員会を設立し、要望活動を行ってきたところでございます。

一方、国は、第二期スポーツ基本計画におきまして、「あらゆる可能性の中で検討を進める」としておりますが、今年6月に改めて国の意向を確認しましたところ、国が主体的に整備することは白紙の状態との回答を受けたところでございます。

しかしながら、本県は、屋外系スポーツのキャンプ地として優位性が高く、屋外型トレーニングセンターは、スポーツランドみやざきのさらなる進化のために、なくてはならない施設と考え、今回、県が主体となって整備を行うこととしたものでございます。

○窪菌辰也議員 屋外型トレーニングセンター

を整備するシーガイアエリアは、ラグビー日本代表やJリーグのキャンプが行われており、加えて、ゴルフやトライアスロン、パラトライアスロンの国の競技別強化拠点としても指定されるなど、トップアスリートの受入れに適した、国内でも有数の合宿環境であります。

今回整備される施設では、ラグビーやJリーグ、陸上実業団チーム、さらには多くの国内外のトップチームなどを新規誘致のターゲットとしていると伺っており、スポーツランドみやぎの、さらなるブランド力の底上げにつながるシンボリックな施設になると思います。

そこで、この施設の整備による効果について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今回の屋外型トレーニングセンターの整備により、ラグビー日本代表キャンプの定着化、ラグビー新リーグやJリーグ、陸上実業団チームなどの新規誘致に加えまして、周辺施設への練習試合を目的としたトップチームの新たな誘致が見込まれ、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上が期待できます。

また、ブランド力の高まりにより、学生や社会人などのアマチュア合宿の誘致が促進されますことで、スポーツキャンプ・合宿の全県化、通年化が図られ、本県観光の振興・経済の活性化につながるものと考えており、その経済効果は、年間約12億円と試算しております。

さらに、トップアスリートの技術指導や、プレーを間近に見る機会を創出することで、県内アスリートの競技力向上にも寄与するものと考えております。

○窪菌辰也議員 令和5年4月からの供用開始を目指し整備するということですが、よりよいスポーツランドみやぎの構築で本県観光の振

興と活性化が図られ、経済効果が県内全域に波及し、県内アスリートの競技力向上にも寄与できるよう、関係各位の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れさまです。本日は大変お足元の悪い中、傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。うちの家内と義理の母でございます。あともう一人いらっしゃるようですけれども、本当にありがとうございます。

昨年、一昨年と自民党の会派三役の一人として、代表質問をさせていただきました。久しぶりの一般質問、皆さんの意見をまとめるという非常に難しいことも経験させていただきましたが、改めて一人の議員として、県政の発展のためにできることを考えてまいりましたので、どうぞ執行部の皆様におかれましては、明快な答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

私も就任してから11年目を迎えて、この10年間を振り返ってみますと、本当にいろいろなことがあったなと思います。この10年間で、今回初めてなんですけれども、この質問において教育委員会に1問もないということでございます。決して教育委員会に対して関心が

ないわけではございません。7年ぶりに、去年1年間、文教常任委員会の委員として様々な議論をさせていただきましたので、その推移をこれから少し見守りたいなという思いでございます。どうぞ御尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで改めてこう申し上げるのは、私が就任2年目のときに、一般質問で知事に質問が1問もなかったことがあります。私の当時の質問の内容は、非常に細かいところばかりを聞いていたものですから、知事に伺う部分がなかっただけなんですけれども、終わってここの部屋を出るときに、今はいない渡辺創議員から、「知事に1問もなかったけど、どういうことだ」と言われまして、今申し上げたように、私には全然そういう意図的なものはなかったんですけれども、皆さんからしたら、何か思うことがあるのかみたいなことがあります。後の懇親の場でも、知事からそういう一言をいただきましたので、前もって教育長には断っておきたいなと思いました。

10年という時間の中では、本当にいろいろなことが目まぐるしく変わってまいりました。仕事を本気でやっていく上では、「10年一区切り、必死の2年」という言葉があるそうです。10年間で1つの仕事をしっかりとやり遂げること、成し遂げることができるんですけれども、その中には、寝るのも食べるのも惜しんで必死に働く2年間がなければ、大きな物事は成就しないというようなことでございます。

河野知事も、もう11年目を迎えておられますが、この宮崎県を引っ張っていくリーダーとして、いろんな思いを持たれながら、また、県政発展のためにどういったところに注力しながらこの10年間に務めてこられたのかなと、改めて

伺いたいと思います。

当時、10年前も、河野カラーとは、また知事のリーダーシップとはという、たくさんの質問があったと記憶しておりますけれども、知事の人柄とか性格、頭脳明晰さとか、すばらしいところはよくよく私も承知しているのでもございますが、具体的な話、もうちょっと県政のここを変えていったら、この県が浮揚していくためにはここが大事なんだとかいう、そういう具体的な話が聞きたかったなという思いもございません。

この10年間に、必死に務めてこられた知事、特に今はコロナの中ですから、非常に対応が難しいところ、迫られているものがあると思えます。そういったことも含めまして、これまでの就任期間の中で知事が成し得たいと考えられてきたことは何だったのか、改めて、河野カラーというものについて伺いたいと思います。

次に、国において現在、創設が検討されております、こども庁について伺います。

今、子供たちの置かれている現状、貧困や虐待など様々な課題に総合的に対応するためにも、一元的にその機能を担う新たな組織が必要ということで、検討が進められております。

その過程において、中央の人たちだけで、都会の人たちだけで決めていいものかということで、自見はなこ参議院議員や山田太郎参議院議員を中心に、地方議員や地方行政職員を交えた勉強会が進められております。私も一度、そのZoom会議に参加させていただきました。

子供を取り巻く諸課題に対する支援は、国や地方自治体、民間団体等が連携して取り組んでいるものでもございます。本県でも、出産、育児、医療費助成、学力向上、いじめ対策など、県内各市町村や民間団体ともしっかりと連携を取

りながら対応していかなければなりません。

さきの6月議会においては、こども庁創設についての意見書を国に提出しました。本県における詳細な実情を国に届けることも県として大切なことだと思いますが、知事の御見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

現在、県独自の緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の適用が延長されまして、営業時間短縮や入場者の整理、酒類の提供停止など、強い感染防止対策が実施中でございます。

また、病床確保やワクチン接種など、医療提供体制の充実についての取組も進んでおりますが、感染症対策で常に取り組まなければならないのは、緊急事態宣言発令のような事態に至らないように努めることであり、そのことに対して県民に、対策の周知や日々の行動の在り方の啓発をしっかり行うということが、まずもって取り組まなければならないことだと思います。

これまで5回の感染拡大の事態に直面してきた本県ですが、どのようなところから感染拡大の傾向が見られたのか、どこに対策の重点を置くべきなのか、そのところを県並びに宮崎市の保健衛生当局の方々には、現状をつぶさに調査研究していただき、その結果に基づき対策を県民へ周知徹底していただき、県民一丸となって取り組んでいかなければ、到底、公衆衛生を保つことはできないものと思います。

以上のようなことを踏まえまして、今後の対策の在り方について検討していくためにも、これまでの県内での感染拡大状況、特に今回、県内がかつてない感染爆発が生じた第5波における要因についてどのように分析されているのか、知事に伺います。

以下の質問につきましては、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、私のカラーについてであります。

カラーとは、固有の持ち味や特色を意味するということでありまして、それぞれの色も他の色との対比で特色が浮かび上がってくるということを考えますと、本県の歴代知事や他県の知事と比べたときの私固有の持ち味という観点から、答弁を申し上げるところであります。

まずは、総務省の出身という経歴から、専門分野であります地方行財政の知識・経験を踏まえた県政運営、国とのパイプを生かした情報収集、財源確保に努めてきたところであり、また、税財政の分野における経験を評価されて、現在、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長に就任しております。本県の知事としては、常任委員会の委員長は初めての就任でありまして、このことにより、政府・与党の幹部や各県とのパイプをより太くすることができているものと考えております。

また、国や地方自治体で勤務した経験に基づきまして、政治姿勢として、徹底した現場主義と、対話と協働を掲げております。徹底して、国や市町村、関係団体との連携体制、オールみやざきで結集する体制づくりに努めてきたところでありまして、これらを、口蹄疫からの再生復興や、高速道路の整備促進、コロナ対策にも生かすことができているものと考えております。

また、2点目としましては、昨日、朝課外についての議論もありましたが、県外出身ゆえの気づきを生かして、という面もあろうかと考えております。県外においてプロモーションを行うときも、そういう私なりに気づく県としての

魅力というものの発信に努めているところであり、例えば、本県が誇る神楽の価値を評価し、ユネスコの世界無形文化遺産登録を目指していこうという目標を掲げたのは、私が就任して以降であります。こうした動きを記紀編さん1300年記念事業、さらには国文祭・芸文祭の開催へと結びつけてきたところでありまして、その過程の中で、私個人の人脈も生かしながら、故梅原猛先生や中西進先生にもお力添えをいただいたものと考えております。

また3点目には、アメリカ留学の経験、また語学力も生かしながら、海外の要人とも直接意見交換して太いパイプを築くことができるというところも、持ち味であろうかと考えております。ラグビーのエディ・ジョーンズヘッドコーチや国際サーフィン連盟のアギーレ会長、また香港経済界の重鎮であるジョナサン・チョイ氏などとの人脈を築きながら、県政にも生かしてきたところでもあります。

現在、コロナにおいて少し一時停止をしておりますが、本県の将来を見据えたときに、観光や物産等におけるグローバル戦略というものは非常に重要だと考えておりまして、その点も自分の経験等を生かすことができるものと考えております。

これまで、歴代知事におかれましては、その時々課題に直面しながら、その持ち味を生かして県政発展に結びつけてこられたところでありまして、深く敬意を払いながら、私なりに、受け取ったたすきというものを、より磨きをかけて前に運ぶ役割を果たしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、こども庁についてであります。

現在、国におきましては、児童虐待や貧困など、子供に関する様々な課題に総合的に対応す

るため、子供の視点に立った切れ目のない支援を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないよう、一元的にその機能を担う新たな組織の検討が行われております。

新たな組織の創設により、例えば、幼稚園や保育所等の所管省庁から別々に出されております通知文の一本化による効率的な行政運営や、重点的な施策の推進など、本県にとってもメリットがあるものと期待しております。

一方で、障がい児・者への支援、医療・健康づくりなど、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野においては、現行施策の意義や実施状況を十分に踏まえた検討がなされるべきであることなどから、6月議会では県議会から意見書を提出していただいたところでありまして、全国知事会としても先般、国に対して提言を行ったところであります。

今後、子供に関する新たな組織が、権限と予算を備えた政策遂行力のあるものとなるよう、国における議論の行方をしっかり注視しながら、引き続き、全国知事会の提言等を通じて、地方の実情を伝えてまいります。

最後に、新型コロナ「第5波」の感染爆発についてであります。

今回の第5波のポイントとしましては2点ありまして、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、日本中がこれまでに経験したことのない感染拡大の大きな波に襲われたということがあります。2つ目としましては、そのような我が国において感染拡大の大きな波にある中で、県をまたいだ人の移動を十分に抑えることができなかったというのが、本県も、また全国的な反省としてもあろうかと考えております。

県内におきましては、7月下旬から新規感染

者が増加し、8月に入ると県外由来の感染が拡大した。第4波よりも、このデルタ株の感染力を考えると、1歩も2歩も早い対策が必要との判断の下に、8月11日に県独自の緊急事態宣言を発令し、お盆休みの人流の増加を前に、最大のブレーキを踏んだところであります。

しかしながら、その後も宮崎市を中心にクラスターが続発し、感染急拡大に歯止めがかからない。8月中旬以降、1日の新規感染者が100人を超える、かつてない感染爆発の状況となったところであります。

その背景としまして、2点目として申し上げましたように、人の移動が活発化する夏休みの早い段階から、県民の皆様に対し、県外との不要不急の往来自粛でありますとか、県外の方々に、帰省も含めて不要不急の来県自粛を要請していたところでありますが、人の流れを十分に止めることはできなかった。これは、全国知事会などでも度々私からも申し上げておりますが、昨年の第1波において全国的な緊急事態宣言が出されたときと比べると、そこまでの規制ではないということで、国民の間に少し緩いメッセージとして伝わっているのではないかなというようなこと。さらに、東京などで緊急事態宣言が発令された後も、それでは比較的感染が落ち着いているところへ息抜きに行こうかというような、人の流れを招きかねないというところが、特にこの夏休み、お盆を前に反省としてあるわけでございまして、今後あってはならないことですが、第6波とか、そういったことを招かないように、国全体として、また本県としても様々な取組を進めてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 ありがとうございます。知事のカラーということで、ちょっと失礼な質問

だったかもしれませんが、今まで本当に知事が真摯に取り組んでこられたことの総括といたしますか、思いというものは私のほうには伝わってきました。

国文祭の開催につきましても、知事個人として非常に思い入れがあるというふうにも周りから聞いておりましたので、こういった神楽とか、本県の持つ魅力というものを生かした取組をしたいという知事の強い思いがあったんだなと、改めて感じたところでございます。

また、やはり語学というのも大事です。私はどちらかという苦手なほうなんですけれども、海外の方々と世界共通語の英語で気軽に話ができるということは、お互いの信頼関係を築いていくためには、やはり大事だなと。コミュニケーションというのが一番大事だなと、やはり海外に行ったときには感じるわけなんですけれども、今は便利なアプリとかができて、話ができなくてもそういったものを活用しながら、我々は我々でできることを頑張っていけばいいのかなとも思います。

ただ、コロナ対策につきましても、確かに今回の感染力が強い変異株が問題なんですけれども、新型インフルエンザ等の特別措置法において、まずは基本的に緊急事態宣言が発令された上での営業時間の短縮や、まん防の発令措置がされてから酒類の提供を停止するというような、いわゆる強い強制措置が取られるというふうになっていると思います。

ただ、今は全国的に見られる対策の在り方というのが、そういう事態になる前から、基本的に外出を自粛してくださいとか、そういう言い方をされていますよね。まだ広がっていないときには、行動するに当たって気をつけるべきところはどこなのか、やっぱり、そういったポイ

ントを絞って行動をお願いするべきだったのではないかなと思います。

広がってしまったからは、抑えなければならぬので、強制力を持たせるような表現というものも必要なんだと思いますけれども、その辺の、何かうまく使い分けというのがどうだったのかなと。初めての対策なので、1年前、最初の頃は仕方ないにしても、第2波、第3波というものを経験していく上では、やはりそういった対策の在り方、物の考え方というものは、ちょっとバージョンアップさせていくべきだったのかなと感じているところなんですけれども、それは後ほどまた伺います。

私もこの7月下旬から8月上旬にかけての本県の感染状況を、当局から発表されているデータを基に、どのように広がっていったのかなというのをちょっとまとめておりました。

そういった中で、やはり今回は、今までと違って、保険適用検査によって判明する陽性者の数が非常に多かったかなと思います。これは今までの第4波までと違う傾向だなと。これがどういったところで本当に感染が起こっていたのか分からなければ、やはり市中感染しているということを認めざるを得ないので、対策を強化しなければならないということにもつながるんですけれども、そういったところを分かりやすくというか、根拠を示しながら対策を打っていかなければならないなど。

知事の記者会見とかで、人口10万人当たりとか、国の示す基準に今、本県がどのようになっているのかというところに加えて、県内独自の状況についても御説明いただければ、もっと理解は進んだのかなとも思います。

またその後の、国文祭関係で県外との往來を見据えたPCR検査の実施とか、こういったも

のについては、もっと早くできたんじゃないかなと。コロナが始まった頃というのは、比較的、検査することに対してあまり積極的ではなかった、濃厚接触者でなければできない。もちろん、検査体制がまだ不十分だったということもあるので、分かるんですけれども、できるだけそれを早期に見つけるということ、重症化する前に早めに治療に入ってもらおうというようなことを踏まえても、また、二次感染、三次感染というものを早期に抑えるためにも、今後、まずここを充実させていく必要があるんじゃないかなと思うところです。

ただ、今の憲法下において、私権の、個人の行動に対する制限というものをはかけることはできない。緊急事態宣言下でできることについても、ある意味限られている中ですので、いかに県民一人一人の危機管理意識を醸成するかが、非常に重要になってくるんだと思います。

県外にどうしても行かなければならない方々もいらっしゃると思います。そういった方々に配慮しながらの対策の在り方というものについても、取り組まなければならないなど。自分が感染したとしても、家族や職場、友人、知人への感染を防ぐような取組はできるので、そういったところがしっかりできていれば、ここまでの広がり方も、ある程度は抑えることができたんじゃないかなとも思います。

では今、本県が、県外から持ち込まれたウイルスを県内で広げないためにどのように取り組んでいるのか、これは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県外からの感染持込みを防ぐため、県民の皆様に対しまして、県外との往來自粛をお願いしております

が、やむを得ず往来が必要な場合には、現地で県外の方との会食を控えるなどの感染防止対策の徹底について、新聞やSNSなどの様々な広報媒体を活用し、周知に努めております。

また、県外由来の感染を県内で広げないため、県外から帰ってきた際には、当面の間、知人や友人との会食を控え、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診するよう、周知を図るとともに、空港などに啓発チラシ等を掲示いたしまして、来県者に対して同様の注意喚起を行っているところでございます。

このような啓発に加えまして、県外往来に係る水際対策の実効性を高めるため、来県者や県外との間を往復する県民等を対象に、無料または低額でPCR検査を受けることができる支援も行っているところでございます。

○二見康之議員 今、ここでの答弁ですので、表現はまた変わるんだと思いますけど、例えば来県された方に、当面の間とか曖昧な言い方をしても、ではいつまで外出を自粛したらいいのかとかが分からないと思います。

恐らくチラシとかにはちゃんと書いているんだと思いますけれども、感染力を持つと言われる期間において、これは発症する前から潜伏期間がどれくらいあるかということ踏まえた周知になるとは思いますけれども、そういったことは具体性を持たせて表現したほうがしっかり伝わるし、個人の行動としても、そこを目標にすることができるという、積極的に取り組める方向に感染防止対策を持っていくほうが、効果があるのではないのでしょうか。

また、これは行った方だけじゃなくて、その周りの方の理解もやはり必要だと思いますので、空港とかそういう往来があるところだけでなく、やはり県民全体に、みんなでお互いを思

いやるという気持ちを持ちながら防ごうということでの周知も必要なのではないかと思いません。

先日、知事が提案理由説明の中で、「緊急事態宣言発令やまん延防止等重点措置により、県民にさらなる負担、不便をかけることを心苦しく思い、知事として重く受け止めている。県民が心を一つに感染防止対策に取り組んでいく必要がある」とおっしゃってありました。

先ほども申し上げましたように、県民の行動を変容するための周知啓発というのは、まず一番大事なことであるし、常に取り組みなければならないことだと思います。しっかり県民に情報を届けること、そして理解してもらって行動してもらい、要するに行動変容につながるような周知啓発をやらなければならないと思います。

そういったことというのは、我々素人で考えるのはなかなか難しい分野でもあると思います。リスクコミュニケーションという観点の感染症対策の専門家の方も、非常に表現については悩まれるような分野でありますので、こういったところについては、それなりに専門の方を入れたりとか、助言をもらうなり、もしくはそこの部門を担ってもらうとか、そういった対応が必要なのではないかなと思います。

行政として、やっぱりいろんな問題が起こったときのことを考えてしまうわけですが、目的を、事前に感染が広がることを抑えるんだ、広げないようにするんだということ県民一丸となってやるということに置くのであれば、多少の表現の違い、または情報を事細かに書くだけではなくて、理解してもらって行動に移されるというような情報発信の在り方が必要だと思います。

こういったところに焦点を絞って周知啓発に取り組むことが重要だと思いますが、県はいかがお考えでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 感染防止対策については、県民の皆様には十分御理解いただき、行動変容につなげていくことは、感染拡大を防ぐために大変重要でございます。

このため県では、ホームページはもとより、テレビCMやラジオ、新聞、SNS等のあらゆる広報媒体を活用し、県民の皆様に対し、県内の感染状況をお知らせするとともに、行動要請への協力を広く呼びかけております。

このような中、多くの県民の皆様には、感染防止対策への御理解・御協力をいただいているところではありますが、一部、行動要請に協力されず、感染拡大につながった事例が見られるところでもあります。

県民一人一人の感染防止対策への意識レベルのさらなる向上を図るため、専門家の活用も含め、今後、どのように広報面での取組の充実を図ることができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ちょっと古いデータなんですけれども、国立国際医療研究センターというところが去年の8月から9月に、新型コロナに関するマル・バツクイズ形式の感染予防アンケートというのをされていたそうです。ネットで調べたら、ちょうど出てきたんですけれども、全国で16万件ぐらいの回答があったみたいです。

基本的な、感染に関するマル・バツのクイズなんですけれども、かなりの正答率があって当然かなと思いますが、全国平均が61.4%だということです。ちなみに、本県と石川県は同じ56.2%ということで、47都道府県の中で一番

低かったという結果だそうです。

これは、ほかの県と比べてどうかということではなくて、このコロナに関して毎日のように情報があふれ返っている中で、いかに正しい理解ができていないかということなんじゃないかなと思います。

設問としては、例えば、手を水で洗ったらウイルスは流すことができるとか、ちょっと何か聞き方がいやらしいなど。完全になるとかそういう聞き方じゃなくて、これはある意味どっちでも取れそうな気もするけれども、やったほうがいいのか悪いのかというような、ちょっとクイズ的な部分もあるので、若干下がっているんだと思いますけれども。手を洗ったらコロナに感染することを防ぐことができるとか、一般の方でも分かっていることだと思います。だからそれに、水だったら、石けんや洗剤を使ったらとかいう、ちょっとポイントが入ってくると悩むんだらうなど。そういったところも、今後の広報の中ではひとつ検討していただきたいなと思います。

次に、よく私もRESASという地域経済分析システムのお話も取り上げたりするんですが、今はコロナ禍で、コロナ対策用として、V-RESASというデータが公表されております。営業時間短縮の協力をお願いしている飲食店関係について、2019年に比べてどれくらい売上げが変化しているのかというデータもありました。

約1年間で、波はありますけれども、大体3割ぐらいは売上げが伸びているところがあったりとか、去年の6月のときには60%ぐらいが売上げが半分以下になったとか、そういうデータが載っております。これは都道府県別ではなくて全国一律なんですけれども、これはもう都道

府県での差はない、トレンドとしては。全国一律で見ても構わないというようなことだったので、そういうまとめ方をされていたそうです。

こういった中で、さきの知事の記者会見のときにも、繁華街等の人出の推移についてのデータがありました。携帯電話を使ったデータだと思いますけれども、どれくらい外出自粛要請の効果が出ているのかをはかるにも有効な情報だと、私も思います。

コロナ感染状況についての情報や、地域経済の動向についてのビッグデータ等を活用し、もっとターゲットを絞った感染予防対策、並びにそういった検証に取り組む必要があると思いますけれども、県は今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の感染拡大は、首都圏をはじめ、感染が拡大している地域からの持込みが端緒となっており、県民の皆様に対して、客観的なデータを用いて、県外との往来に当たっての注意を促すことが重要と考えております。

このため県では、全国47都道府県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を集計し、「感染拡大地域」や「感染流行地域」などに分類した上で、県民の皆様に対して、各地域の状況に応じて、往来の自粛や往来の必要性の検討をお願いしているところであります。

また、実際の感染の場面や対策のポイントを的確に周知するため、疫学調査の結果を基に、県内の感染実例について、イラストを用いながら具体的に紹介しているところであります。

現在、国から県内の繁華街等の人流のデータも提供されておりますので、今後とも様々なデータを参考にしながら、必要な感染予防対策

に取り組んでまいります。

○二見康之議員 先ほど、県外往来のPCR検査のこととかありましたけれども、そのデータの中では、宮崎県民がどこの都道府県にどれくらいの人たちが行っているのかとか、逆にどれくらいほかの何県から宮崎に来ているのかとか、そういったデータも出ているわけなんです。感染拡大地域からどれくらい来ているか、じゃあそれに対してどれくらい検査すればいいのかとか、予算を組めばいいのかとか、もっと早くに対応ができていくんじゃないかなと思います。今後の活用をぜひ御検討のほどお願いします。

コロナについては以上で、次に県有財産の利活用について伺いたいと思います。

防災庁舎が完成しまして、日本庭園もリニューアルされ、また5号館の曳家、改修も終わり、楠並木通り、県庁周辺の景色も一変して、非常にいい景観になったなと感じているんですが、いい景観だからこそ、ただ人が通り過ぎるだけにしておくというのは、非常にもったいないなとも思います。

まず、これらのスペースの現在の利活用はどのような状況になっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 県庁本館前庭や防災庁舎前広場は、県が使用するために保有している公用の行政財産であり、県庁各課が主催する出発式や啓発イベントなどで使用しております。

今年度は、県庁本館前庭などの本庁舎域一帯をオリンピック聖火リレーのセレブレーション会場としても使用したところであります。

防災庁舎前広場や南庭園、5号館につきましては、有事の際には、自衛隊や消防等の大型車両の駐車スペースや一時避難場所など、防災庁

舎の補完的機能を担うことになっており、平時においても、災害時での機能を損なわない範囲で、イベントや来訪者のバス駐車場等に活用しているところでもあります。

○二見康之議員 本来の目的、機能に支障があってはならないと思いますが、イベントだけで使うというのは、やはりもったいないなと、もっと生かすことはできないかなと思います。

その物産館のちょうど隅切りの部分に移動販売車がよくとまって、昼間に営業されているんですけれども、確認しましたら、あそこはオールみやざき営業課が、県の物産品の販売促進という、PRとかも含めて、財産総合管理課に許可をもらって、物産振興センターからその業者の方に貸出しをしていると。ちょっとした軒先なんですけど、車が1台とまるぐらいの。でも、その売上げのたしか15%とおっしゃったと思いますけど、それがセンターのほうに入るということで、その入ったお金で県の物産振興にまた取り組んでいけるというような、ほんのちょっとしたスペースだけれども、そういうこともできるわけです。それに比べて、もっとこっちのほうは何かできないものかなと思うんですが、広場も、そういった活用をもっとしていくべきだと思いますけれども、県の収入につながるような取組はできないのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 行政財産を活用した収入確保としましては、現在、県有施設等へのネーミングライツの活用や、本庁舎のエレベーターホールを利用した民間広告の掲出などに取り組んでいるところでもあります。

財産本来の用途または目的を妨げない範囲で県有財産を有効に活用し、収入確保を図ることは、重要な視点であると考えておりますので、

普通財産の貸付け等も含め、引き続き様々な取組を進めてまいります。

○二見康之議員 これまでの取組は分かりませんが、新たな収入を生むための取組ですね。やっぱり管理していて、使うことに許可を出すところが積極的に使い方を考えるというのは、なかなか難しいんだろうなとも思います。

財産活用担当もありますけれども、そこは、活用する案を持ってきたときに、それを許可しているのかというようなことが仕事なんじゃないかなと。やはり担当の方と話をしている感じしたのは、それぞれの部署のほうで、企画とかイベントとかがあったときに申請をしてくるというようなスタンスなんです。であるならば、ほかの部署の皆さんはもっと活用していただきたいな、アイデアを出していただきたいなと。年間のイベントだけではなくて、収入が上げられるような活用の方法とかも考えていただきたいなと思います。

私は公園について、もうちょっと利活用できないかなと、ずっと調べていたんですけれども、岐阜県に県営の河川敷の公園があるそうです。そこは広場にフードコートというか、そういうオープンスペースがあって、周りに飲食店があります。椅子とテーブルがあり、そのテーブルの真ん中にQRコードがあって、そこをピッとするとメニュー表が出てきて、そのメニューを注文するとお店の人が持ってきてくれるんです。それで電子決済して、そこで食事とかができる。子供を連れて公園とかに遊びに行くと、一々買物に行くのも結構大変だったりするんですけれども、そういったもので持ってきてもらえるのであれば、子供から目を離さなくても済むし、非常に便利じゃないかなと。椅子とテーブルとQRコードと、あとそういうシステ

ムをつくるだけでできるわけです。

すばらしい日本庭園とかがあって、その周りに椅子、テーブルがあるだけで、周りに、コロナで困っている飲食店のデリバリーとかテイクアウトとかに取り組んでいらっしゃる方もたくさんいますから、そういった方々と協力できるような体制をつくるというのも一つの案じゃないかなと思います。

早々にできることではないかもしれませんが、せひ、今後の一つのアイデアというか、ポイントというか、ヒントにさせていただければなと思います。

次に、行政サービスのデジタル化について伺いたと思います。

QRコードとかも、まだ出てきて新しいものですから、活用の方法とかも勉強していきたいなと思っていますけれども、情報処理技術の進展というのは、本当に目まぐるしいものがあります。

県も、情報化推進計画に基づいて、いろいろ検討を進めていると思いますが、知事のふるさとの広島県は、AI移住相談「あびいちゃん」というものを、昨年11月から試行開始されています。

いわゆるふるさと回帰、移住相談です。本県も、ふるさと回帰センターにブースを置いて、そこで相談を受けるというふうになっているわけですが、あそこの開所時間は午前10時から午後6時までということで、ふだん昼間に仕事をされている方はなかなか行きづらいのかなと思います。

この「あびいちゃん」を利用される方の8割以上は、そのセンターの開所時間以外の方に利用されているということだそうです。どこの都道府県も相談に行けない時間帯に、広島だけ

は、どうなっているのかという情報が取れる、これはマーケティングで言えばブルー・オーシャンを、全部持っていかれているんじゃないかなとも感じるわけなんですけれども、こういったAIの活用事例というものはないのかなと思います。

この「あびいちゃん」をつくるには3年かかったそうです。5,000万円以上の予算をかけて、広島にちょっと先を行かれていますという感じもしたんですが、本県も負けずにこれから頑張りたいと思っています。県として、これからどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県民誰もがデジタル化の恩恵を実感できるようにするためには、日常生活や仕事など様々な分野で、デジタル技術を活用したサービスが提供され、また広く展開されていく必要があると考えております。

このため県では、地方税の申告や公文書開示請求等の行政手続のオンライン化など、県民の利便性向上に向けた取組を進めますとともに、教育現場における遠隔授業やスマート農業など、暮らしや産業のデジタル化にも取り組んでいるところであります。

その一方で、デジタル化をさらに推進するためには、それを支える人材が必要でありますことから、AIやIoTなどの専門知識を有する人材の育成に努めますとともに、デジタル化に関する事業者や団体からの相談に対応する「ICTコンシェルジュ」を設置するなどの取組を行っております。

県としましては、このような取組や他県での先進事例を踏まえながら、引き続き県民視点に立ったデジタル化を推進してまいります。

○二見康之議員 先ほどの広島も、そういう人材育成については数年前から取り組んでいらっしやっただけで、やっぱり何に使えるかというところを、いろんなアイデアを出しながら、技術を生かしてそれを反映させていくということが大事だと思います。人材育成についても、本県もしっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

次に、こういった新しい技術を生かした分野を、いわゆる新規開拓、成長路線といいますか、そういったものに使えるのが、このものづくり補助金だと思います。

私もこれを最初に見てからずっと、時々この本会議でも取り上げさせていただいているんですけども、最初に始まったときは、非常に採択件数が少なかったということで質問したところ、その後の取組で、宮崎の場合は国の予算の100分の1ぐらいが配分割合ということだったんですけども、それを上回るということの一つの目標みたいにお話しさせていただいたんですが、しっかり結果を出しておられました。

3年前にも、今はどうなっているのかということで質問させていただいたんです。そのときに、事業者の方々から聞いている課題を国に要望されるとか、生産性の向上につながっているという、そういったメリットはしっかり支援していきたいという御答弁だったんですけども、さきの政審会の勉強会で10年間のデータを出していただきましたら、令和に入ってからちょっと件数が落ち込んでいるのが現状のようです。

コロナもあつたりとか、ほかにも諸事情があると思いますが、やはり本県のものづくりを支えていく、下支えになる土台づくりだと思うんですが、この土台がしっかりしていなけ

れば、今県のほうで生産設備等改修支援、また中核的企業認定事業とか、そういったものいろいろな取り組んでいらっしやるとは思いますけれども、やはりその下支えになる企業育成というものを怠っては、大きな建物というのはその上にできない。本県のものづくりの基礎をつくるためにも、これはしっかり取り組んでいく必要があると思いますが、県は今後どのように取り組んでいくおつもりなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ものづくり補助金は、国が中小企業団体中央会を通して実施しております、設備投資に対する補助事業であり、これまで県内中小企業の事業拡大や生産性向上に数多く活用されております。

県におきましても、公募開始等のメールによる個別案内や相談対応など、企業の積極的な活用を進めておりますが、令和元年度以降、全国と比べて本県の採択件数は減少している状況でございます。

県内には、コロナ禍の影響に伴い、新たに設備投資を必要とする事業者もおられますので、幅広く事業の周知やニーズの掘り起こしを進めますとともに、付加価値拡大などの補助要件を満たす事業計画づくりを、関係機関が連携してきめ細かくサポートするなど、より多くの企業が採択されるよう、積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 前に調べたときに、大体2割から3割ぐらいの採択率というのがあったと思います。

制度がよければたくさん取られるんでしょうけれども、やっぱり数をこなしていくということも一つの——練習もそうですよね。数をある程度こなすというのは——訓練でもあるし、そ

こでできなくても次につながっていくというチャレンジにもつながりますから、ひとつしっかり目標を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、企業局に伺いたいんですが、東日本大震災があってから、再生可能エネルギーというものについて非常に注目されております。

本県の誇る水力発電事業、本当に宮崎県の大きな財産だと思いますが、これだけにとどまることなく、新たなことにぜひチャレンジしていただきたいと思いますという思いがずっとあるんですけども、ものづくりでみんなに頑張れと言ってる手前というわけではないんですが、やはり企業局として、持てる技術を生かした新たな分野への挑戦というものも欲しいなと思います。

そういうときに局長から、カーボンニュートラルというものを切り口にした取組を考えているというようなお話なので、そこに期待したいと思っておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局は、水力発電により年間約45万トンのCO₂削減効果を生み出すとともに、ダム上流域に植林する「緑のダム造成事業」を通して、CO₂の吸収にも寄与しているところでございます。

一方国では、2050年カーボンニュートラル等の実現に向け策定中の「第6次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底などとともに、水素社会実現に向けた取組の強化を掲げております。

このような中、他の公営企業では、水力や太陽光などの再生可能エネルギーを利用したCO₂フリーの水素の製造や、利活用に係る実証研究に参加している事例もございます。

本県企業局におきましても、カーボンニュ-

トラルの実現等に対応するため、今年度、組織改正を行ったところでありまして、引き続き、国や公営企業の全国組織等の関係機関と連携しながら、先進事例なども参考に、新たな取組への調査研究を進めているところでございます。

○二見康之議員 早く研究からスタートを切っていただけるように、ぜひよろしく願います。

次に、JRの利活用について伺います。

先日、2020年度の線区別収支等のデータが公表されました。宮崎県はなかなか厳しい状況にございますが、毎年のことなので、ちょっと慣れてきた感もあるんですけども。しかしながら、この状況を踏まえて、鉄道の利活用に関して、県は利用促進協議会への支援等を通じて取り組んでこられておりますが、実際にどういう効果が出ているのか、これまでの取組結果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） JRの吉都線、日南線の利用促進につきましては、これまで沿線自治体やJR九州と連携し、観光列車「海幸山幸」の平日利用などに対する補助のほか、地元の祭りと連動したイベント列車やサイクルレーンの運行、イセエビや焼酎等のグルメツアー、駅を基点としたウォーキングイベントなど、沿線地域の魅力を発信する企画を行ってきており、これらの利用者は、吉都線、日南線合わせて直近5年間で約1万4,000人となっております。

また、「鉄道の日」などのイベントでの広報や、SNS等を活用した情報発信による認知度向上に加え、鉄道を応援するサポーター制度にも取り組んでおり、約1,700人のサポーターに情報発信等の協力をいただいております。

○二見康之議員 県は、どちらかというとな

ポータブルな役割を担ってこられていたんだなと思うんですが、イベントとかいうものが悪いとは言いませんけれども、非常に効率が悪いところがありますね、労力とか費用とかを考えますと。

これは、いかに日常的に乗ってもらえるかがポイントだと思います。各路線の利用乗客数の増加に直結するような取組を進めるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○総合政策部長（松浦直康君） 吉都線及び日南線について、今後も路線を維持していくためには、御指摘のとおり通勤・通学など、いかに日常的な利用を増やしていくかが重要であると考えております。

そこで、8月には沿線自治体を訪問し、日常的な鉄道利用の促進に向けて協議検討を行ったところでございます。

その中で、県からは、例えば教育委員会や福祉部局などと連携して、小中学校の修学旅行や遠足などの学校行事での利用、高齢者クラブ等の活動での利用を推進することで、鉄道利用の少ない若年者や、免許返納者も増えてきている高齢者の鉄道利用の経験を増やし、鉄道を身近に感じ、利用してもらおうきっかけにできないかといったことなどを提案したところであります。

また、関係自治体やJR九州等を構成委員とした検討会も、昨年度から実施しておりますので、この場も活用しながら、対策の検討や利用促進に取り組んでまいります。

○二見康之議員 鉄道やバスだけじゃなくて、いろいろと課題山積なところですけども、そういったところも含めて、乗客数が増えるような取組というものに取り組んでいただきたいな

と思います。

では次に、電動キックボードの利用について伺います。

今年の4月から、電動キックボードの実証実験が始まったそうです。都内でこれが走っているのを見ない日はないぐらい、多くの人が利用しているそうですが、今は上京することができないので、見てきておりません。ちょっと状況は分かりませんが、ヘルメットの着用が任意で、気軽に移動ができるようになった反面、直近事故や違反運転の取締り事例が増えているとのことです。

こういったことが問題になっておりますが、まず、県警本部長の所感について伺いたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 電動キックボードによる危険な運転や事故が社会問題となっていることは承知しておりますが、本県におきましては、これまで電動キックボードに係る交通違反の検挙はなく、交通事故の発生も認知しておりません。

電動キックボードにつきましては、ルールを守って利用すれば安全に走行できるものと考えます。しかし、その使用方法次第では、交通の危険を生じさせるものと認識しております。

○二見康之議員 では、この電動キックボードは、今、公道を走行するためのルールはどのようになっているのか、お伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 電動キックボードで公道を走行するためには、電動キックボードの定格出力に応じた運転免許が必要です。

一般に流通しております定格出力0.6キロワット以下の電動式モーターにより走行するのは、第一種原動機付自転車に該当し、原動機付自転車の運転免許が必要となります。

その他にも、前照灯、ミラーなどの保安部品やナンバープレートの取付け、自賠責保険への加入などが必要です。

また、原動機付自転車であることから、歩道を走行することや、ヘルメットをかぶらずに運転することはできません。

○二見康之議員 都内で先日、若い女性が自動車運転致死傷処罰法違反で書類送検されたというようなニュースもありました。(2回目ブザー)

これは電動キックボードが悪いんじゃないくて、その女性が無免許で信号無視をしたということであります。やはり一般の方は、そこをちょっと勘違いしそうな感じがするんです、報道の仕方によっては。

基本ルールにのっとって走行すれば、新たな交通手段としての活用が期待できるんだと思います。そのためにも、まだ県民は慣れ親しみのないものでありますから、今後、こういう違法な走行を未然に防ぐために……

○中野一則議長 二見議員に申し上げます。時間が参っております。

○二見康之議員 (続) ぜひ取り組んでいただくことをお伺いして終わります。

○警察本部長(佐藤隆司君) 未然防止のための取組についてでございますが、電動キックボードの普及に伴い、違法な電動キックボードによる危険な走行など、御指摘のとおり懸念されるところでございます。

県警といたしましては、違法な行為に対する交通指導取締りを強化するとともに、運輸支局等の関係機関と連携し、安全利用のための必要な広報啓発を推進してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 これで終わります。ありがと

うございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ関係部長の皆さん、明快な御答弁をお願いいたします。

本題に入る前に、質問の後半で取り上げます、若者の投票率について調べるうちに見つけた、何と若者の投票率が80%に及んでいるスウェーデンの取組を紹介したいと思います。

静岡県立大学のグローバル・スタディーズ研究センターの両角達平客員共同研究員は、次のようにインタビュー形式で述べられております。

タイトルは、「社会全体で主権者教育を」です。「若者の政治参加を促す活動はあるか。」という問いに対しまして、「スウェーデンには290の地方自治体があり、若者協議会は100団体ほど存在する。そのうちの一部をまとめるのが「全国若者協議会」で全国に点在する若者協議会の活動をサポート。400人規模の集会を年4回開催し、意見を政治に反映させる方法を伝えている。また、全国若者協議会は若者政策を担当する大臣と年2回の対話会にも参加し、政策について直接意見を伝えることができる。スウェーデンの子ども・若者白書によると、2012年には若者協議会のように政治的な活動に参加している16~25歳の若者の割合は71%と高い。こうした活動をきっかけとして、実際に政治家になる若者もいる。」。

次に、「政党青年部も活発に動いているようだが。」という問いに対しましては、「スウェーデンのほとんどの政党に青年部があり、若手議員や党員らで構成されている。例えば、

スウェーデンの第1党である社会民主労働党は、13～30歳であれば、基本的に誰でも青年党員になることができる。興味深いのは、党本部と青年部の政策内容が必ずしも一致していない点だ。青年部が主張したことで、生徒が学校を自由に選べるよう制度化した事例がある。単なる党の下部組織ではなく、いわば“独立”している。」。

次に、「学校現場では。」という問いには、「4年に1度の国政選挙が実施される時、多くの学校では、日本の中高生に当たる生徒たちは「模擬投票」を行っている。実際の政党を書いて投票し、この流れを通じて、民主主義を学び実践するのだ。模擬投票に向けて、党幹部や政党青年部を学校に招き、活発にディスカッションを実施している。青年党員も参加するが、生徒にとっては同じ世代の青年党員が政策について熱く語ることが、とても刺激になる。」。

最後に、「日本で、若者の政治参加を促すためには。」という問いには、「スウェーデンのように社会全体が民主主義を育むためには、さまざまな活動に対し国の財政支援が必要だ。実際、スウェーデンの若者市民社会庁は2014年、106の子ども・若者団体に30億円の助成を実施。全国若者協議会、模擬投票を行う学校、政党青年部にも財政支援を行っている。現在、日本には30歳未満の国会議員がいない。一方で、スウェーデンでは選挙権と被選挙権が共に18歳であり、学校卒業後、友人が政治家になることは珍しくない。日本のように出馬の際に必要な供託金はなく、仕事を兼務しながら政治家になることも可能。政治家になりやすい環境整備も日本の課題だ。」というように言われました。また、我が党の青年委員会が取り組んでいるボイスアクションの取組も紹介がありまし

た。「こうした取組が広がれば、若者を政治に巻き込む“うねり”になるのではないか。」という内容でありました。

参考になればと思い、睡魔が襲わないうちに紹介させていただきました。

さて、本題に入ります。

今年の夏、東京オリンピック開催は57年ぶり、2度目であり、緊急事態宣言下にある開催都市での異例の幕開けとなりました。

205の国・地域（ロシア選手は個人資格）と、難民選手団から1万1,000人が参加し、史上最多の33競技339種目が競われました。

日本は金メダル27個を含む58個を獲得し、17日間の会期は終了いたしました。柔道をはじめソフトボールや野球で金メダルに大興奮し、本県出身の、ゆかりのある選手の活躍にも元気をいただきました。

続いて、障がいのある選手によるスポーツの総合大会、パラリンピック東京大会では、政情不安の母国を逃れて開幕後に来日したアフガニスタンの2選手を含め、162の国・地域と難民選手団から史上最多の4,400人が、22競技539種目に参加し競い合われました。

13日間にわたる熱戦の数々は、テレビなどを通じて、オリンピックと変わらぬ感動を与えてくれました。本県出身の、陸上女子400メートルで決勝まで進み7位入賞の外山愛美選手の健闘をたたえたいと思います。

様々な障がいを乗り越えて競技に挑む姿に、人間の持つ可能性の大きさを感じずにはいられません。コロナ禍という未曾有の状況の中、大会テーマである「多様性と調和」を世界に発信した意義は大きいと感じます。

さて、本県では7月2日から8月24日までの間、オリンピック・パラリンピックに係る、6

種目8か国の海外12チームが事前合宿を行われたとのこと。どのチームもすばらしい成績を残された背景には、合宿環境のよさが評価されているようであります。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の受入れを、今後のスポーツランドみやぎきの取組にどう生かしていくのかを知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前合宿につきましては、ドイツ、イギリスなど8か国から、陸上やトライアスロンなど6種目、総勢324名の海外代表チームを受け入れたところであります。一人の感染者も出すことなく終えることができ、無事に合宿地としての役割を果たすことができたところであります。

今回、コロナ禍の中で、海外からこれほど多くのトップアスリートを受け入れたことは、本県にとって初めての経験であり、新たな受入れノウハウの蓄積にもつながり、大きな財産になったものと考えております。

また、それぞれのチームからは、本県の合宿環境について高い評価をいただいたところであります。受入れを行った全ての種目でメダルを獲得されるなど、「縁起の良い、結果の出る宮崎」として、ブランド力も高まったものと考えております。

県としましては、この受入れ実績や経験、そして、今後整備いたします屋外型トレーニングセンターなどの充実した合宿環境を国内外に発信するとともに、さらなる誘致に取り組むことで、「国際水準のスポーツの聖地みやぎき」と

して、一層のブランド力向上につなげてまいります。以上であります。[降壇]

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県独自で整備する屋外型ナショナルトレーニングセンターについては、これまでも議論がございました。我が党も推進する立場で動いてまいりましたので、国ではなく県主導になりましたけれども、整備計画に賛同し、スポーツランドみやぎきのさらなるブランド力向上に期待しております。

スポーツに続いて、文化振興についてお尋ねいたします。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が7月3日からスタートし、折り返しを過ぎて、10月17日まで県下全域でイベントや展示会が開催されています。

県民の多くが参加し、関係団体ともこれまでにない交流が生まれていると、担当課からお聞きしました。

午前中の函師議員の質問の最後に知事答弁であった、文化芸術は一過性にすることなく、継続して行うことが重要ということは同意でございます。

県民の多くが参加し、また国文祭・芸文祭が終了した後においても、今こそ機運を高め、文化芸術の振興を継続していくことが重要と考えます。

そこで、昨年11月の定例会で自民党の内田議員が提案されました、「みやぎき文化芸術振興条例(仮称)」でありますけれども、その内容と制定への進捗状況を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 文化芸術振興条例(仮称)の内容としましては、県民の皆さん一人一人が文化芸術の担い手であるとの認識

の下、自主性や多様性が尊重されなければならないことなど、文化芸術の振興等に当たっての基本理念を定めるとともに、県の責務や県民、教育機関、文化団体等の各主体の役割など、基本となる事項を明らかにすることとしております。

条例は、本年度中の制定を目指しておりまして、昨年度実施しました県民へのアンケート調査や、先月実施しました市町村ヒアリング、さらには、有識者等で構成する「みやぎきの文化を考える懇談会」などでの様々な御意見を踏まえながら、現在、骨子案をまとめているところであります。

○重松幸次郎議員 来年の3月に条例が制定される予定とありました。

条例の提案について、知事は、「県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下に、その活動を支え、そこから生み出される価値をまちづくりなど様々な分野に生かしていくことが重要であると考えております」と答弁されました。

基本理念としての条例はできつつありますが、どう生かしていかれるのか、改めて知事に、文化振興の意義と今後の方向性をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 文化芸術は、人々に感動をもたらし、創造性や郷土愛を育むとともに、人と人とのつながりや、互いに理解し尊重し合う場を提供するものでありまして、その振興を図っていくことは、ゆとりと潤いのある暮らしを実現する上で、極めて重要な意義があると認識しております。

また、私自身もこの長引くコロナ対策の中で、大変強いプレッシャーの中で仕事をしておりますが、どれだけ文化芸術に救われ、力を得

ているのかということに改めて実感しているところであります。

感染症対策を徹底しながら開催しております国文祭・芸文祭におきましては、私自身、多くの方々から喜びや感謝の声をお聞きするとともに、こういう厳しい状況の中、ぎりぎりの中で開催するからこそ、そこに生まれる感動もあり、また将来につながるものもある。また、地域の伝統文化を担っている方々の熱い思いや、障がいのある方々の表現の豊かさにも感動し、改めて文化芸術の大切さを実感したところであります。

今後は、国文祭・芸文祭で得ることのできた成果を踏まえ、文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けました検討を進めるとともに、文化芸術のさらなる振興はもとより、文化芸術を生かした人づくりや地域づくりなど、県が目指す「新しいゆたかさ」の実現に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 文化芸術にかかる知事の熱い思いを承知いたしました。

障がいのある方、ない方とも共生しながら、本県の文化芸術をさらに高め、「ゆたかさ」の実現に展開していただきたいと思っております。

次は、新型コロナウイルス対策についてお尋ねいたします。

まず、日夜、コロナ感染症の予防、治療に当たられている医療従事者の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

感染力の強いデルタ株の流行で、第5波の新型コロナウイルス感染が全国で急拡大し、重症患者や自宅療養者も増加している中、我が党も国や自治体に対する緊急要望を行っております。

一方で、高齢者の発症、重症化は激減し、ワ

ワクチン接種による効果が出ているようですが、これから重要なのは、若い世代の接種率を向上させることです。若者へのワクチン接種につきましては、我が会派の河野議員の代表質問のとおりでございます。

一旦は減少傾向の感染者数でありましたが、8月に入ってからの感染拡大には驚かされました。増加する自宅療養者が適切な治療を受けられることが肝腎ですが、初めに、コロナ患者の療養先の選定基準等について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナ患者の療養先の選定につきましては、国の基準や通知を踏まえ、患者の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを医師が総合的に判断し、入院、宿泊療養施設、自宅の療養先を決定しているところでございます。

このうち、入院の必要がある患者以外は、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加え、家庭内感染のおそれや独居で不安があるなど、自宅療養が困難な方につきましては、宿泊療養施設での療養としております。

○重松幸次郎議員 自宅療養者の命を守る取組が重要です。我が党から国への要請では、軽症・中等症患者への抗体カクテル療法の実施について、入院だけでなく外来診療も含めて受けられる体制強化を求め、厚生労働省も、外来でも実施できると自治体に通知されたようですが、抗体カクテル療法による治療について、県の取組状況を再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 抗体カクテル療法は、今年7月に承認された治療法であ

り、入院または死亡のリスクを7割低減させる効果が示されております。

国内の感染が急拡大し、医療体制の逼迫などから、対象が自宅療養中の外来患者にも広げられるなど、全国でも活用が進められております。

また、県内においても、複数の医療機関で治療が行われているところでございます。

県では、県内の感染拡大を受け、感染者数が多く、病床使用率が高まっている県央地域の自宅や宿泊療養者を対象として、8月26日から宮崎大学病院と連携し、この治療を行ってまいりました。

今後は、9月10日に開設した本県初の臨時的医療施設であります「宮崎県重症化予防センター」におきまして、県立宮崎病院から医師や看護師の派遣を受け、自宅や宿泊療養者の重症化予防の治療として行ってまいります。

○重松幸次郎議員 自宅療養や宿泊療養をされている患者さんへの重症化予防をお願いいたします。

若者へのワクチン接種と並行して、千葉県で、コロナに感染した妊婦が早産し、新生児が死亡した問題が大きく報道されております。

妊婦、配偶者の優先接種が大事だと思いますが、その取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しますと、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクが高まるとされているため、関係学会から、妊婦等への新型コロナワクチン接種に関する呼びかけがなされているところであります。

こうしたことから、8月23日に、国から妊娠中の方へのワクチン接種等に係る事務連絡が発

出されたところであり、県におきましては、直ちに市町村に対し、妊娠中の方やその配偶者等が希望する場合は、できるだけ早期に、かつ円滑に接種が受けられるよう、通知を行ったところでございます。

既に市町村においては、優先枠を設けて予約の受付を行っているところもあり、県の大規模接種においても、市町村における予約の状況を見ながら、必要に応じて、優先枠を設ける準備をしているところであります。

県といたしましては、今後も、必要な方ができるだけ早期にワクチン接種を受けられるよう、市町村と連携しながら必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 厚生労働省から各自治体へは、日本で承認されている新型コロナワクチンが、妊婦、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はなく、できるだけ早期に円滑なワクチン接種を受けるようにとの事務連絡が通知されています。その取組の支援をよろしくお願いいたします。

新学期が始まりました。厚生労働省によりますと、8月25日までの1週間に全国で確認された新規感染者のうち、20歳未満は3万427人に上り、全体の2割を占めています。春の感染拡大で最多だった5月中旬の約5.7倍であります。

その要因としては、感染力の強いデルタ株の流行が挙げられるとのことですが、県立学校における夏休み明けの新型コロナウイルス感染症対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校では、夏休み明けに体育大会や文化祭などの学校行事が集中することから、改めて、感染防止対策の取組を強化したところであります。

具体的には、学校において始業式や文化祭を

リモートで実施したり、体育大会を延期、または縮小したりするなどの対応を行う一方、家庭に対しましては、毎朝の検温、マスクの着用、手洗いの基本的な感染予防の徹底とともに、生徒本人が風邪症状がある場合等には無理をさせないよう、保護者に呼びかけたところでございます。

また、やむを得ず学校に登校できない生徒へは、欠席扱いとはせず、オンラインを活用して学びの継続に取り組んだ事例もございます。

○重松幸次郎議員 学校でのクラスター（集団発生）を防ぐため、小中高全ての学校で言えることですが、児童生徒らに37.5度以上の発熱や喉の痛み、せきなどの症状が出たり、同居家族に同様の症状が出たりした場合は「休む勇気」が不可欠と、感染症の専門家が指摘しています。また、「教員や家族だけでなく、12歳以上の児童生徒も接種の順番が回ってきたら、可能な限り受けてほしい」と呼びかけています。マスク着用、手指消毒、3密回避などを徹底し、コロナ禍克服へ県民総力で取り組み続けていくべきと考えます。

ここで、行政の仕事に行動経済学のナッジ理論を活用してはと提案します。

ナッジとは、そっと後押しする、背中を押すという意味で、個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫で、人々に賢い選択を促す手法です。

2017年にノーベル経済学賞を受賞した、アメリカのリチャード・セイラー教授が提唱し、手間や費用を抑えながら、高い効果を上げられる手法として、最近、公共施設での活用も始まり、注目を集めています。いろいろな分野で活用することができます。

例えば、受付にあるアルコール消毒液にナッ

ジを活用して、「手指消毒への御協力ありがとうございます」とメッセージを掲示することで、効果が何倍にもアップする取組です。このほかにも、特定健診の受診勧奨や、リサイクル運動などにも活用されています。

施策を効果的に推進するために、ナッジ理論の手法の浸透を職員に図ってはどうか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 近年、国や自治体において、人の行動を自然にいい方向へ促す工夫を行うナッジの活用が注目されております。

本県におきましても、例えば、飲食の場面における感染予防対策に関して、身近なところからすぐにでも取り組める対策をコンパクトにまとめ、「みやざきモデル」として県民に分かりやすく周知していることなどは、ナッジの活用の一例ではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、行政ニーズが複雑多様化する中、ナッジは費用対効果が高く、課題解決に有効な手法の一つと考えられますため、今後、職員の研修等の題材として取り入れるなど、ナッジの考え方について職員の理解を深め、施策の効果的な推進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 その取組と浸透をよろしくお伺いいたします。

続いて、中小企業の支援についてお伺いいたします。

毎年、我が会派で「政策要望懇談会」を開催し、県内の経済界や福祉団体さんと意見交換をし、また要望をいただいております。

代表質問で河野議員からもございましたが、私からも2点お尋ねいたします。

公共工事や物品調達、その他の分野でも地元の企業や製品を優先発注すること、つまり地産地消への取組を要望されております。

「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づく地産地消について、県としてどのように取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、中小企業等の育成や産業の活性化を図るため、平成25年度に「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を策定し、公共調達における地産地消を推進しているところであります。

具体的には、公共工事や情報システム、物品関係などの入札等における地域要件の設定や、設計業務の仕様書における県産品の積極的な利用などを求めており、この結果、令和元年度の公共工事では、金額ベースで県内発注率が9割を超えるなど、一定の成果が出ております。

引き続き、取組事例を庁内で共有いたしますとともに、市町村や関係団体等にも協力をお願いすることにより、県全体での地産地消を進め、経済の活性化に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 取組事例集を庁内に周知して関係団体に協力要請されていること、引き続き県内優先の取組をお願いいたします。

続いて、毎回になりますが、どの業種も担い手確保、人材育成が大きな課題となっているようです。大企業が人員の確保を進める一方、中小企業では人手不足感が強まっています。

中小企業庁の調査によれば、必要な人材を確保できていない中小企業・小規模事業者は約5割にも達して、人材不足は企業の経営や成長を阻害し、経済再生への大きな課題であります。事業を継続させるためには、人材確保が重要です。

中小企業における人材確保について、県はどのように取り組んでおられるのか、商工観光労

働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、中小企業の人材確保を支援するため、国や関係機関と連携し、高校や大学等卒業予定者などを対象とした就職説明会をそれぞれ開催しておりますが、今年度も、コロナ禍の中ではありますが、感染予防対策を講じた上で、対面やウェブ形式を活用しながら実施しているところでございます。

また、中小企業等とU I Jターン就職希望者を結ぶウェブサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を運営しており、今年度は、8月末時点で約70名の県内就職が決定しております。

さらに、人材バンクに登録された事業所に就業するなどの一定の要件を満たす移住者に対し、国や市町村と連携して移住支援金を支給しておりますほか、奨学金返還支援認定企業への就職者に対し、返還支援金を給付しております。

県といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、中小企業が安定して人材確保が図られるよう、支援をしております。

○重松幸次郎議員 都市部で就労経験を積んだ人材が、地方の中小企業で働けるU I Jターンを支援し、地域の活性化につなげるものと思います。

そのためには、何よりも自社の魅力を伝え、またワーク・ライフ・バランスの推進とセットで、地域に呼び込むことに取り組んでいただきたいと思っております。

官民一体となって地方に人材を呼び込む流れを、よろしく願いいたします。

福祉政策について、再度、福祉保健部長にお尋ねいたします。

9月は、がん征圧月間です。がんは、

生涯に2人に1人になる国民病です。我が党もがん対策を一貫してリードし、国において様々な取組を加速してまいりました。

まずは2006年に、がん対策基本法が成立し、これにより、がん医療拠点病院の整備、放射線治療や緩和ケアの普及、検診受診率の向上など、施策が進みました。

さらに2012年には、がん対策推進基本計画に、初めて「がん教育・普及啓発」との文言を盛り込ませ、今年度から全中学校で実施されております。このほか、女性特有のがん対策として、がん検診の無料クーポンの配布や、マンモグラフィーの全国配備が実現いたしました。

様々な対策を講じてがんに立ち向かい、がん治療と仕事、学業との両立を目指していく、9月はそのためのがん征圧月間です。

がん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療につなげることが大事であると思っておりますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） がん死亡率を減らすためには、がんの早期発見、早期治療が大変重要であります。

このため県では、毎年、ポスターや動画などによるがん検診の普及啓発に努めており、特に子宮頸がんの受診率が低いことから、昨年度は、子育て世代の情報誌への掲載や、街頭ビジョンでの動画放映を通じて、女性のがん検診や受診の重要性を呼びかけたところであります。

また、コロナ禍において、昨年度は受診件数が大きく減少したことから、今年度はポスターに、がん検診は不要不急の外出には当たらないことを記載しまして、定期的に受診していただくよう周知しているところであります。

今後とも、がん征圧に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、がん検診受診率の向上のための取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 コロナ禍で、がん検診の受診率が大きく減少しているとありました。がんは早期発見、早期治療が重要です。特に、若い人ほどがんの進行は早く、検査の遅れは命取りとなります。御答弁にありましたとおり、がん検診は不要不急ではありません。先延ばしせず、必ず受診することを専門医が推奨しております。さらなる検診率の向上をお願いいたします。

続いて、9月の障がい者雇用支援月間について伺います。

歴史を遡れば、1948年8月のヘレン・ケラー女史の来日を機に、当時の労働省が9月1日から7日までの間、障がい者の雇用促進運動を実施したことから始まったようです。

法定雇用率も徐々に引き上げられ、本年3月からは、民間企業（従業員43.5人以上）は2.3%以上の障がい者を雇用するようになっております。しかし、民間企業のおおよそ半数が、法定雇用率を達成できていない現状のようです。

また、雇用義務の対象は、2018年4月の障害者雇用促進法の改正により、従来の身体・知的障がい者に精神障がい者が加わりました。雇用する事業者と障がい者双方にとってウィン・ウィンの関係となる働き方が求められています。

そこで、障がい者雇用支援月間の取組について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 障がいのある方々が、希望や能力、適性を十分に生かして働くことができる社会を実現することは、大変重要であります。

このため、例年9月の障がい者雇用支援月間では、宮崎労働局など関係機関と連携して、様々な取組を実施しているところであります。

今年度は、障がい者の採用を検討している企業約90社と、就職を希望する障がい者が参加する「ふれあい合同面接会」の開催や、障がい者雇用に積極的に取り組む事業所等への表彰のほか、企業向けセミナーの開催などについて、新型コロナウイルス感染症の感染状況も見極めながら実施していく予定としております。

障がい者雇用には、事業主の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御理解と御協力が不可欠でありますことから、引き続き、積極的な啓発活動を行いながら、関係機関と連携して、障がい者の雇用促進に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 雇用施策、また福祉施策の連携強化により、切れ目のない支援体制を構築し、障がいのある方もない方も共に働く社会の実現をよろしくお願いいたします。

続いて、防災・減災の内容について伺います。

7月に静岡県熱海市で発生した衝撃的な土石流災害から2か月余り、いまだ多くの瓦礫が残り、不明女性の捜索も続いております。お亡くなりになった26名の御冥福と、一日も早い不明者の救出をお祈りいたします。

盛土と土地管理については、先日の右松議員の代表質問で取り上げられましたので、重複は避けませんが、私が少し気になっておりますのは、県内外の高速道路を走っておりますと、山の中腹斜面にソーラーパネルが広範囲に設置されている光景を目にします。

素人考えですが、特別警報で用いる「これまでに経験したことのない」暴風や豪雨にも耐えられる施工管理になっているのかと思うところ

です。

林地開発の目的は様々あるとお聞きしました。そこで、林野庁のホームページから、林地開発許可制度の趣旨について引用しますと「森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。また、開発によりこれらの森林の機能が失われてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。したがって、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています。」とうたっていました。

許可制は、土地の面積1ヘクタールを超える開発行為に該当します。では、森林法の林地開発許可制度における太陽光発電を目的とした申請のうち、過去10年間で完了したものは何か所あるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 平成23年度から令和2年度における10年間で、太陽光発電を目的とした林地開発許可申請は55か所あり、このうち完了した箇所は40か所であります。

○重松幸次郎議員 県内では40か所の太陽光発電の設置があるということですが、これからも海外資本が参加し、増えていくことも予想されます。そのような発電施設において、雨水の排水処理、つまり排水溝や調整池の設置も必要かと考えますが、森林法の林地開発許可制度における太陽光発電事業地造成について、災害防止の対応をお伺いいたします、環境森林部長。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、林地開発許可制度において、土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から審査し、許可をしております。

御質問の太陽光発電事業地造成の土砂災害防止については、斜面でのソーラーパネルの崩落や斜面崩壊を防ぐための擁壁等の設置、また切土・盛土の崩壊防止のための安全なのり面勾配の確保や、排水施設等の設置などについて、配置や規模・構造等が基準を満たしているかを審査しております。

また、水害防止については、下流域の水路等がオーバーフローしないように、大雨時の流出量を一定にする調整池等の設置などについて、同様に審査しております。

さらに、開発中には、規模に応じて3か月ごと、または6か月ごとの定期報告時に現地確認を行うなど、適切な開発行為が行われるよう対応しております。

○重松幸次郎議員 1ヘクタールを超える太陽光設置の設備工事等の開発行為については理解いたしました。課題は1ヘクタール以下の開発行為についてであります。この森林法には該当しないとのことでありました。

そこで、先日の右松議員の代表質問で、土砂埋立等に関する本県独自の条例制定をという話がありましたが、知事は、「様々な観点から条例が制定されており、規制の度合いも自治体ごとで異なることから、実効性を持たせるためには、全国統一的な基準が必要である。このため、全国知事会を通じて国に要望している」旨の答弁でございました。

太陽光発電を行う事業者はきちんと施工されているとは思いますが、盛土と同じく、土砂埋立てや排水等の安全基準を示していただくよ

う、国に要望していただきたいと思います。

自然災害が激甚化、また頻発化する中で、気象専門員の役割はますます重要になっておりません。

昨年10月の参議院本会議で、我が党の山口代表は、地方防災力の向上を目指して、地域に即した気象予測などを行う気象防災アドバイザーの拡充を念頭に、気象台のOB・OGのさらなる活用を訴えました。

この背景には、昨年、熊本県を中心に、豪雨の被害状況を山口代表がじかに視察した際、地元気象台元職員の助言が災害対応に役立った話を伺ったことがあります。

現在、全国10自治体でアドバイザーが活躍しているようであります。そこで、気象台のOB・OGである気象防災アドバイザーを本県の防災行政に活用するお考えはないのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 近年、線状降水帯など予測が困難な気象現象の頻発により、全国各地で災害が発生し、国や自治体による適時的確な防災対応が一層求められております。

そのような中、国から県及び市町村に対し、国主催の研修等への参加に加え、気象庁が提供する地域防災支援の取組等を積極的に活用し、気象防災業務に精通する職員の育成に努めるよう、要請があったところであります。

御提案のありました気象防災アドバイザーにつきましては、研修において防災気象情報の読み解き方法等の指導や、市町村による避難指示等の判断に対する助言等が期待できるとのことではありますが、どのような形で職員の育成等に活用できるか、市町村とともに検討してまいります。

○重松幸次郎議員 どうか積極的に活用いただくことを要望いたします。

続いて、農政について2点、農政水産部長にお伺いいたします。

初めに、食料自給率についてですが、この件も既に議論がございました。日本は食料の多くを輸入に頼っていますが、生産国が不作に見舞われたり、国際情勢の変化で物流が止まるようなことがあれば、国民生活に与える影響は深刻であります。事実、小麦などの食材値上げが始まっております。

食料自給率の向上に向けた取組として、生産性の向上や効率化が大切だと思いますが、県はどのような取組を進めているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 世界的な人口増加や地球温暖化に伴う気候変動、さらには、コロナ禍における各国の食料輸出制限の動きなどにより、食料自給率や食料安全保障への危機感が高まっております。

このような中、農業算出額全国第5位で、日本の食料供給県を自負する本県におきましても、担い手や耕地面積の減少などによる農業生産力の減退への対応が喫緊の課題となっております。

このため、第八次長期計画では、ロボットトラクターや家畜の発情発見装置など、スマート農業技術等による省力化や収量向上に加え、農地中間管理事業等による農地の集約・大区画化を進めることにより、生産性の向上と効率化を図ることとしております。

今後とも、消費者の多様なニーズに対応し、安定的に食料を供給できる産地として、食料自給率向上に貢献してまいります。

○重松幸次郎議員 農地の大区画化や先端技術

を活用したスマート農業の導入による効率化に力を入れられるということを理解いたしました。

あわせて、担い手不足の解消も重要であります。女性の活躍推進とともに、先ほど質問しました障がい者雇用支援月間で取り上げましたように、障がい者就労の機会をつくっていただきたいと思っております。

そこで、農福連携の状況と、今後の拡大へ向けてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農福連携は、障がい者の就労機会の拡大と賃金の向上、さらには農業の労働力不足の解消にもつながるなど、農業と福祉の双方にメリットのある大変重要な取組であると考えております。

県の調査では、農業法人に雇用されている障がい者は、本年1月で229人、農福連携に取り組む福祉事業所は、本年5月で82か所となっております。

農福連携の推進に当たっては、農業者と福祉事業所、双方のマッチング強化に加えまして、障がいの特性に応じた作業の細分化を行うなど、作業を依頼する農業者の専門知識の習得も必要です。

このため、今後は県内の各地域段階で、農福連携のマッチングを行う体制を構築するとともに、市町村の職員や普及指導員などを専門人材として育成する研修等を実施し、農福連携のさらなる推進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 我が党の国会議員が、日本農福連携協会の皆川芳嗣会長からお話を伺いまして、皆川会長からは、農福連携が、障がい者の就労や生きがいの場の創出、農業分野の働き手確保に大きな効果を出していると説明され

て、農福連携をさらに推進するため、ワンストップ相談体制の整備や、賃金向上への支援の強化、優良事例の横展開などを加速させていく必要性を強調されたようであります。農福連携のさらなる推進をお願いいたします。

次は、教育行政について伺います。

民法改正で来年4月から、高校3年生を含む18歳への成人年齢引下げは、若者の社会参加を促すと期待される一方、親の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる「未成年取消権」を失うことから、消費者トラブルの増加が懸念されております。

知識や経験の乏しさから悪質な業者に狙われやすく、消費者被害が拡大することを防いでいかななくてはなりません。

さきの代表質問で岩切議員からも、教育委員会、消費生活センターでの取組について議論がございましたが、私からは具体的な取組として、消費者庁が作成しました専用教材「社会への扉」——これはクーリングオフや消費者ホットラインをクイズ形式で学べる教材でありますけれども——を使つての授業や、その授業を担当する先生方への研修も重要だと考えております。

成人年齢引下げを控え、高校生に対する「社会への扉」を活用した消費者教育及び教職員向けの消費者教育セミナーの実施状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 高校生など若い世代に対する消費者教育に当たりましては、契約行為やクレジットカードの仕組みなど、消費者として学ぶべき基本的な事項について理解を深めてもらうことが重要であり、基礎的な知識が習得できる「社会への扉」につきましましては、大変有効な教材であると認識しておりま

す。

このため、県におきましては、高等学校などにおける消費者教育の中で、「社会への扉」の活用をお願いしておりまして、昨年度は約7割の学校で活用されたと伺っております。

また、各学校で授業を行う先生方への研修も重要であることから、教職員向けの消費者教育セミナーを毎年実施しておりまして、昨年度は、成年年齢の引下げに向けた消費者教育の取組をテーマに開催したところであり、今後も関係機関と連携の上、セミナーの効果的な実施に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 消費者教育は、単にトラブルに関する知識を身につけるのが目的ではなく、自分で「考える力」、怪しげな話を「断る力」、困ったときに「相談する力」を養い、安心・安全な消費者市民社会を担う人材を育てることに意義があると、専門家が述べております。

各学校でも既に消費者教育が進んでいることを評価するとともに、さらなる推進をお願いいたします。

次に、主権者教育についてお伺いします。

選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月に成立し、日本の選挙権年齢はようやく世界水準に達したとありました。国立国会図書館が調べた199か国・地域のうち176か国・地域では18歳まで——16歳、17歳も含んでおりますけれども——そのぐらいの国が18歳で選挙権を付与されております。

平成28年の参議院選から「18歳選挙権」が導入されました。日本の有権者となる18、19歳の未成年者は約240万人、日本の政治課題は若者の未来と直結しており、政党や我々議員も、若者の声に耳を傾けて政策を決めることが重要だと

思います。

県内の各学校で主権者教育が行われているかと存じますが、社会の一員としての自覚を養い、政治への参加意識を高めるための教育であり、選挙の投票率向上につなげるのが狙いですが、「国や社会の問題は、自分の問題として考え、判断し、行動する。そういう若者をつくる教育が必要である」との我が党の論調です。

そこで、改めて県立高校における主権者教育の現在の取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校の主権者教育につきましては、全ての生徒が公民科の授業において、政治や選挙について学習するとともに、マニフェストや選挙公報を活用した模擬投票や、総務省が作成した副読本を活用した授業を行うなど、工夫した学習活動に取り組んでおります。

また各学校では、教職員の中から任命された主権者教育推進リーダーを中心として、年間を通じた主権者教育の企画立案も行っております。

例えば、選挙管理委員会と連携して、実際の投票に近い形式で生徒会選挙を実施したり、生徒総会で身近な問題を議論したりするなど、様々な教育活動により、主権者意識の向上に取り組んでいるところであります。

○重松幸次郎議員 若者の政治参加が未来発展の鍵となります。取組をさらにお願ひいたします。

さて、衆議院選挙が近づいてまいりましたが、全体の投票率も低下傾向にある中で、若者の投票率が低調なままであります。

特に10代。10代のうち、親元を離れて進学や

仕事を始めた19歳の投票率が特に低いようです。

10代の若者の投票率が低いことについて、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 10代の若者の投票率につきましては、選挙権年齢引下げ後、初めての選挙であった平成28年の参議院選挙におきましては、本県の18歳、19歳の投票率は35%程度でありましたが、令和元年の参議院選挙では20%程度まで落ち込んでおり、年代別で最も低くなったところでもあります。

若者の声により政治に反映されることを期待して選挙権年齢が引き下げられた経緯を踏まえ、大変残念な結果であると受け止めております。

このため、今後とも教育委員会や選挙管理委員会など関係機関が連携し、より一層、主権者教育や若者への選挙啓発に取り組んでいくことも重要であると考えております。また私自身も、県の政策や一政治家としての思いなど、SNSも含めながら丁寧に発信していくことで、県民が政治を身近に感じ、政治参加につながるように努めてまいります。

選挙は、国民が主権者として政治に参加し、その意思を反映させることのできる基本的かつ最も重要な機会でありますことから——近く衆議院選挙も行われる予定であります。また、様々な自治体の選挙もあろうかと思っておりますので、若者をはじめ県民の皆様には、国や自治体のよりよい未来のために、ぜひとも貴重な一票を投じていただきたいと思いますと考えております。

○重松幸次郎議員 本当に国政だけではなく、様々な地方議会選挙でも投票率が年々下がっていく状況でございます。

壇上で紹介しましたように、スウェーデンの

取組——若者が日本でも2割、3割の投票率しかないのに、スウェーデンでは8割と先ほど紹介させていただきましたが、どうか国も地方も一緒になって、この投票率の向上に向けて検討していきたいと考えております。今後とも引き続き、主権者教育と啓発活動に力を入れていただきますように、お願いいたします。

最後の項目で、警察行政について警察本部長にお伺いいたします。

国家や犯罪集団などによるサイバー攻撃の脅威が世界中で高まっており、日本も対応を急ぐ必要があると警鐘を鳴らしています。

インターネットを通じてコンピューターシステムに不正に侵入し、被害を与えるサイバー攻撃。その中で近年、特に深刻化しているのが、「ランサムウェア」と呼ばれるウイルスを使ったもののようです。

ランサムウェアに感染すると、データが暗号化されて使えなくなり、暗号を解除するための身の代金を要求する画面が表示されます。

アメリカでは今年の5月、国内最大級の石油パイプラインがランサムウェアを使ったサイバー攻撃を受け、5日間の操業停止に追い込まれました。日本企業でも昨年6月、自動車大手ホンダの社内ネットワークでランサムウェアによる障害が発生し、世界6か国の11工場が生産を停止したと、ネットで記事を読みました。

県内でも、どこで重要インフラ事業者に対してサイバー攻撃が起こるか、監視や対策が必要です。県警のサイバー攻撃対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 県内において、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃事案と明確に把握している事案はございません。

県内でサイバー攻撃と思われる事案を認知し

た場合には、警備部外事課と生活安全部サイバー犯罪対策課が、情報通信部情報技術解析課と連携しながら所要の捜査を実施して、被害の拡大防止に努めているところであります。

警察では、重要インフラ事業者等に対し、サイバー攻撃の未然防止を図ることを目的として、個別訪問によるサイバー攻撃に関する注意喚起及び情報提供、宮崎県サイバーテロ対策協議会による情報セキュリティ研修会や、サイバー攻撃事案発生時の対処訓練、サイバー攻撃の予兆把握のためのサイバーフォースセンターによる重要インフラ事業者等のウェブサイトの確認などを実施しております。

○重松幸次郎議員 まだ事案が確認されていないということですが、体制をしっかりと強化していただき、備えていただきたいと思っております。また、その人材を育てていかれることもお願いいたします。

本年6月、千葉県八街市で、トラックが下校中の小学生の列に突っ込み、子供たちが犠牲になる悲惨な事故が起きました。

今回のような事故を二度と起こさないためにも、通学路の危険箇所を徹底的に洗い出す取組は重要だと思います。

まず1点目に、昨年の通学時における子供の交通事故の現状についてお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 昨年、県内では、通学時における中学生以下の子供の交通事故が48件発生し、50名が負傷しています。

負傷の程度は、軽傷者が44名、重傷者が6名で、死亡事故の発生はありませんでした。交通事故の形態は、自転車乗車時の事故が最も多い状況です。通学時における子供の交通事故は、ここ数年減少傾向にあります。

○重松幸次郎議員 事故は減少傾向にあり、幸

い死亡事故の発生はなかったとの答弁で、ほっといたしております。ですが、事故を起こさない取組が願いであります。

今後の通学路の安全対策等について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では毎年、春と秋の全国交通安全運動に併せて、道路管理者や学校関係者、地域住民等と連携し、通学路を中心に交通安全総点検を実施しております。

これに加え、先般発生した千葉県八街市の痛ましい事故を受けまして、教育委員会、学校及び道路管理者と連携し、通学路における合同点検を実施中であります。

今後、点検結果を踏まえ、警察といたしましては、地域の実情に即した交通規制の実施や見直し、交通指導取締りなど、必要な対策を実施していくこととしております。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

我が党も、政府が今回、実施を表明した通学路の合同点検について、これまでも通学路の総点検と改善が行われてきたものの、事故が後を絶たないことを踏まえまして、合同点検を要望しております。子供の視点、また地域住民の声を徹底的に重視して、安全確保につなげていただくよう訴えております。

県においても、関係者一体となって安全対策の取組をお願いいたしまして、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

